

表紙写真  
ご紹介

## 色麻町「シャクヤクまつり」

日時：平成29年5月下旬～6月上旬

会場：愛宕山公園 問合せ先：愛宕山公園管理事務所 電話0229-65-4390

色麻町の初夏の風物詩といえば、愛宕山公園のシャクヤク。約4000㎡の広大な敷地に、白やピンクの大輪の花約1万株があでやかに開花します。

園内では、シャクヤクの鉢植えや切り花が数量限定で販売されるほか、地元で生産された新鮮な野菜や卵、色麻町の特産品であるエゴマの加工品なども購入できます。

色麻町のシャクヤクをぜひ見に行ってください。

## CONTENTS

平成29年度事業計画及び予算の概要	P2
新規採用職員のみなさんへ	P6
短期給付事業について 短期給付一覧表	P7
柔道整復師の施術内容の照会を行います	P10
柔道整復師の施術を受けられる方へ	P11
組合員・被扶養者の異動時の手続きについて	P12
国民年金の手続きについて	P12
社会保険に加入したら取消申告を忘れずに	P13
健康管理者対象研修開催	P14
給付算定基礎額残高通知書について	P14
平成29年度福祉事業のお知らせ	P15

特定期間宿泊施設利用助成	P26
年1回の特定健診は健康のキホン！	P28
「らくらく禁煙コンテスト」	P29
共済組合職員採用試験のご案内	P30
事務局事務機構の変更について	P30
人事異動のお知らせ	P30
各施設・医療機関情報	P31
パレス松洲よりお知らせ	P31
「平日宿泊利用券」	P31
パレス松洲のご案内	P32



平成 29 年度

# 事業計画及び 予算の概要



## 平成 29 年度 財源率

(単位：千分率)

	組合員種別	掛金 (保険料)	負担金		計	
			(折半分)	公的負担金 ※ 2		
厚生年金保険経理※ 1	一般組合員 特定消防組合員 船員一般組合員 市町村長組合員	4月～8月 H29	88.16	88.16	37.7	214.02
		9月～3月 H29	89.93	89.93	37.7	217.56
退職等年金経理	一般組合員 特定消防組合員 船員一般組合員 市町村長組合員 長期組合員 市町村長長期組合員	7.5	7.5		15.0	
経過的長期経理				0.1122	0.1122	
短期	一般組合員 特定消防組合員 市町村長組合員	48.4	48.4	0.26	97.06	
	船員一般組合員	46.13	50.67	0.26	97.06	
	長期組合員 市町村長長期組合員	2.11	2.11	0.06	4.28	
	任意継続組合員	96.8			96.8	
介護	一般組合員 特定消防組合員 船員一般組合員 市町村長組合員	6.32	6.32		12.64	
	任意継続組合員	12.64			12.64	
福祉	一般組合員 特定消防組合員 船員一般組合員 市町村長組合員	1.6	1.6		3.2	

※ 1 厚生年金保険経理については「掛金」ではなく「保険料」となります。

※ 2 公的負担金は、厚生年金が基礎年金拠出金、短期が特別財政調整負担金、育児・介護休業手当金の公的負担金です。

去る2月28日開催された第169回組合会において、「平成29年度事業計画及び予算」が議決されました。  
なお、この予算審議に先立ち、平成28年度事業計画及び予算の変更及び組合定款の一部変更等について審議され、いずれも原案どおり議決・承認されました。

### 議決・承認事項

- 平成28年度事業計画及び予算の変更について
- 組合定款の一部変更等について
- ・ 介護保険財源率の変更
- ・ 全国健康保険協会が決定する災害福祉保険料率の変更に伴う船員一般組合員の財源率の変更

- 平成29年度事業計画及び予算について
  - ・ 育児・介護休業手当金の公的負担率の変更に伴う長期組合員の財源率の変更
  - ・ 短期経理から業務経理に繰り入れる事務費の限度額の変更
- なお、本号では平成29年度の各事業（経理）別の概要をお知らせします。

### 総括事項（平成 29 年度末推計）

事業計画と予算編成の基礎となる組合員数は、平成 29 年度末の組合員数（任意継続組合員を除く）で、前年度よりも 308 人多い 18,850 人と推計しました。

#### ● 所属所数

市	町	村	一部事務組合等	計
13	20	1	17	51

#### ● 1 人当り平均標準報酬月額

(一般組合員)  
長期………357,471 円  
短期………377,458 円

組合員数………18,850 人  
任意継続組合員数……… 230 人  
被扶養者数………16,354 人

## 短期経理

短期給付の財源率は3年連続  
据え置き、介護保険の財源率は  
0・88%引き上げ

この経理は、組合員とその家族（被扶養者）が、病気やケガをしたときの医療費の支払いや、出産、死亡、災害、休業などに係る給付を行う経理です。給付に係る財源は、組合員の皆様から納めていただく掛金と地方公共団体が納める負担金により賄っております。

平成29年度における短期経理財政は、新規採用者、任期付職員の採用及びフルタイム

### ●短期経理（介護保険を含む）

単位：千円

支出	保健給付	4,832,010	(28年度比	219,058)	
	休業給付	432,951	(	//	5,623)
	附加給付	42,348	(	//	1,943)
	老人保健拠出金	31	(	//	△ 17)
	退職者給付拠出金	136,394	(	//	6,398)
	前期高齢者納付金	2,523,879	(	//	219,037)
	後期高齢者支援金	2,214,064	(	//	206,789)
	介護納付金	973,291	(	//	115,621)
	その他	1,576,084	(	//	57,870)
計	12,731,052	(	//	832,322)	
収入	掛金・負担金	11,554,636	(28年度比	265,296)	
	その他	1,268,879	(	//	△ 5,735)
	計	12,823,515	(	//	259,561)
差引本年度益金		92,463			

### ●厚生年金保険経理

単位：千円

支出	負担金払込金	14,789,202	(28年度比	769,446)	
	組合員保険料払込金	9,285,822	(	//	328,631)
	計	24,075,024	(	//	1,098,077)
収入	負担金	14,789,202	(28年度比	769,446)	
	組合員保険料	9,285,822	(	//	328,631)
	計	24,075,024	(	//	1,098,077)

### ●退職等年金経理

単位：千円

支出	負担金払込金	780,830	(28年度比	11,527)	
	掛金払込金	780,829	(	//	11,525)
	計	1,561,659	(	//	23,052)
収入	負担金	780,830	(28年度比	11,527)	
	掛金	780,829	(	//	11,525)
	計	1,561,659	(	//	23,052)

### ●経過的長期経理

単位：千円

支出	負担金払込金	168,741	(28年度比	4,246)
収入	負担金	168,741	(28年度比	4,246)

### ●経過的長期預託金管理経理

単位：千円

支出	支払利息	63,396	(28年度比	△ 14,990)	
収入	利息及び配当金	63,396	(	//	△ 14,990)

## 厚生年金保険経理

## 退職等年金経理

## 経過的長期経理

△再任用職員の増加により、掛金、負担金等の収入増が見込まれます。  
支出では、前期高齢者納付金や後期高齢者支援金の増加が見込まれますが、組合員一人当たりにかかる医療費等の動向を踏まえ推計した結果、現行の財源率で事業運営が維持できる見込みとなり、前年度と同率に据え置くこととしました。  
40歳以上65歳未満の組合員の方が負担する介護保険財源率につきましては、介護納付金の算定方法に平成29年度から段階的に総報酬割が導入されるため、前年度より1億1,562万円増加する見込みです。  
このため、平成28年度と同様の財源率では、介護積立金を充当しても、6,552万円の不足金が生じる見込みのため、現行の財源率から0・88%引き上げ12・64%としました。（各財源率の詳細は前頁参照）  
なお、今後も医療保険制度改革や高齢者医療制度の見直しの動向を注視しながら、短期給付財政安定化計画（第1期データヘルス計画）に基づき、医療費の適正化と短期給付事業の安定的運営に努めてまいります。組合員の皆様のさらなるご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

長期給付（年金）事業の厚生年金保険経理、退職等年金経理及び経過的長期経理は、何れも組合員の保険料（掛金）と地方公共団体負担金を徴収し、全国市町村職員共済組合連合会に納付を行う経理です。

この事業は、同連合会と市町村職員共済組合が共同で行っております。

## 経過的長期預託金管理経理

経過的長期預託金管理経理は、年金積立金の資金のうち、市町村連合会から預託される資金を管理・運用するための経理となっております。

運用は、貸付経理への事業資金の貸付と地方公共団体が発行する地方債（縁故債）の引受けで行っております。



## 業務経理

この経理は、短期給付（医療）や長期給付（年金）の事業を行うための人件費や事務費等を賄う経理です。財源は地方公共団体の負担金（組合員1人当たり11,550円）と、短期経理からの繰入金（組合員1人当たり限度額2,135円）及び長期経理にかかる市町村連合会からの交付金（組合員1人当たり5,607円）となっております。

### ●業務経理

単位：千円

支出	職員給与	155,613	(28年度比)	18,268
	事務費負担金払込金	96,478	( "	7,194)
	その他	106,963	( "	25,469)
	計	359,054	( "	50,931)
収入	負担金	216,793	(28年度比)	15,906)
	連合会交付金	105,155	( "	8,455)
	短期経理より繰入	37,598	( "	26,513)
	その他	60	( "	△383)
計	359,606	( "	50,491)	
差引本年度益金		552		

### ●保健経理

単位：千円

支出	厚生費	230,013	(28年度比)	13,151)
	特定健診等費	21,090	( "	△585)
	普及費	16,563	( "	2,179)
	その他	152,281	( "	11,902)
計	419,947	( "	26,647)	
収入	掛金・負担金	352,174	(28年度比)	7,618)
	保険手数料	12,061	( "	170)
	その他	320	( "	△127)
計	364,555	( "	7,661)	
差引本年度損金		55,392		

### ●貯金経理

単位：千円

支出	支払利息	444,438	(28年度比)	△72,447)
	その他	18,148	( "	3,505)
	計	462,586	( "	△68,942)
収入	利息及び配当金	527,395	(28年度比)	△34,465)
	その他	12,689	( "	9,721)
	計	540,084	( "	△24,744)
差引本年度益金		77,498		

## 保健経理

保健師を採用して医学的な専門知識を活用するとともに、短期給付財政安定化計画（第1期データヘルス計画）に基づいて生活習慣病予防セミナーを新設

柔道整復師等療養費請求についての内容審査を新たに開始

この経理は、短期給付事業の補完的的事业として人間ドックなどの疾病予防対策事業や各種セミナー・講座などの健康増進事業、また宿泊施設の利用助成などの事業を行う経理です。

財源は、組合員の皆様から納めていただく掛金と地方公共団体が納める負担金により賄っており、平成30年度までは財源率を3・2%に引き下げ、積立金を活用しながら運営しております。

平成29年度の事業としましては、昨年度採用できなかった保健師を採用し、医学的な専門知識を活用しながら健診・医療データを基にした生活習慣病の改善に対する助言や支援を行っていくとともに、昨年度から開催した「職場環境の整備」を図るための「健康管理者対象研修」に加え、本年度は新たに「組合員への意識付け」として生活習慣病に対する予防セミナーを開催する

予定です。さらに柔道整復師等療養費請求についての内容審査を新たに開始します。（詳細はP10参照）。

また、平成30年度からは、短期給付財政安定化計画（第2期データヘルス計画）を策定（特定健診・保健指導における第3期実施計画も含む）することになっており、その策定に向け福祉事業委員会等により検討していくことになっております。

なお、詳しい事業内容は、P15の「保健事業」をご覧ください。

## 貯金経理

平成29年度の支払利率は年利1・0%、「安全・安心」を第一に

この経理は、組合員の皆様からお預かりした資金を運用し、有利な利率で還元することを目的に行う経理です。平成29年度の利率は、1・2%から1・0%に引き下げとなり、年度末の利用者数は10,376人、貯金総額を約445億円と見込んでおります。

市場金利の低迷により、現在の運用環境は大変厳しい状況にありますが、経済・金融情勢等に細心の注意を払いながら、資金運用検討委員会において安全かつ効率的な資金運用の研究を行い、皆様からお預かりした大切な資金の慎重な運用に努めてまい



## ●貸付経理

単位：千円

支出	支 払 利 息	60,673	(28年度比	△ 13,842)
	連 合 会 払 込 金	3,757	(	△ 1,472)
	そ の 他	17,182	(	5,417)
	計	81,612	(	△ 9,897)
収入	組合員貸付金利息	81,382	(28年度比	△ 17,406)
	そ の 他	383	(	△ 96)
	計	81,765	(	△ 17,502)
差引本年度益金		153		

## ●物資経理

単位：千円

支出	支 払 利 息	8,484	(28年度比	△ 435)
	保 険 料	2,417	(	354)
	そ の 他	8,628	(	2,283)
	計	19,529	(	2,202)
収入	受託商品手数料	19,563	(28年度比	△ 701)
	そ の 他	1	(	0)
	計	19,564	(	△ 701)
差引本年度益金		35		

## ●宿泊経理

単位：千円

支出	修繕・減価償却	38,432	(28年度比	3,630)
	飲 食 材 料 費	55,312	(	3,251)
	そ の 他	266,974	(	2,044)
	計	360,718	(	8,925)
収入	施 設 収 入	260,000	(28年度比	15,044)
	そ の 他	101,819	(	△ 27,917)
	計	361,819	(	△ 12,873)
差引本年度益金		1,101		

**ご宿泊、ご宴会、会議の際は、ぜひパレス松洲のご利用を**

この経理は、組合員の皆様の保養施設「パレス松洲」の経営を行う経理です。

平成28年度は、施設利用者（約10%）、施設収入（約6%）とも増加しており、平成29年度についても増加と見込んでおります。

今後とも皆様が快適にお過ごしいただける施設を目指し、アンケート等のお客様の声に耳を傾け、「おもてなし」を追求し、組合員の皆様にご満足していただける施設にして参ります。

皆様のお越しを心よりお待ちしております。



ります。

なお、詳しい内容については、P25の「貯金事業」をご覧ください。

## 貸付経理

お子様の学校の入学や修学資金には、**入学・修学貸付のご利用を**

この経理は、組合員の皆様は、住宅建築資金やご家族等の入学、修学、結婚などが必要となる資金を年金の積立金を活用して貸付するための経理です。

貸付金残高については、引き続き減少傾向

向となっており、平成29年度末における見込みは前年度比619,760千円減の3,089,039千円と推計しております。

なお、貸付事業に係る詳しい内容は、P21からの「貸付事業」をご覧ください。

## 物資経理

**お車の購入には、立替手数料率2.4%の自動車物資のご利用を**

この経理は、組合員の皆様は、本組合が指定する販売店を利用して自動車や家庭電

化製品、寝具等を購入したとき、その購入代金を共済組合が立替払いし、利用された組合員の皆様から毎月及び賞与月に共済組合へ返済していただく経理です。

平成29年度の物資事業については、減少傾向を見込んだことにより、年度末立替金残高で前年度比19,885千円減の771,859千円と推計しております。

なお、立替金限度額等、詳しい事業内容につきましては、P24からの「物資事業」を、利用可能な指定店につきましては、別冊の「物資指定店のご案内」をご覧ください。

## 宿泊経理

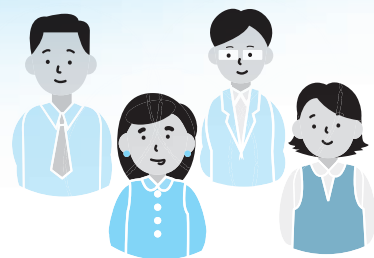
すとともに、多くの方をご紹介いただきますようお願いいたします。

また、東日本大震災による松島町の災害復旧事業に伴い、パレス松洲の土地の一部を売却いたしました。現在、その工事が行われており、ご利用の際にご不便をお掛けする場合がございますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

# 新規採用職員のみなさんへ

## 「共済組合」を紹介します！

新しく市町村等の職員となられたみなさんはその日から共済組合の組合員となります。共済組合は、相互扶助の精神によって組合員とご家族のみなさんの生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、職務の能率的運営に資することを目的とした組織です。宮城県市町村職員共済組合は、地方公務員等共済組合法に基づき設置、運営されており、宮城県内51の市町村及び一部事務組合の職員約19,000人で構成されております。



### 組合員証が交付されます

新しく組合員になると「組合員証」が交付されます。病気や怪我などで診療を受けるときに必要なものです。また、組合員としての身分を証明するものでもありますので大切に保管してください。



### 掛金(保険料)を収めます

共済組合で行う事業に必要な費用は、組合員が負担する「掛金(保険料)」と市町村等が負担する「負担金」によって賄われています。掛金(保険料)は各市町村等において、標準報酬月額や標準期末手当等から決められた率で控除され、負担金と併せて共済組合に納められます。

### 各種事業を利用できます

共済組合では大きく分けて、短期給付(医療保険)事業、長期給付(年金)事業、福祉事業(保健、貯金、貸付、物資、宿泊)の三つの事業を行っています。みなさんは組合員として、さまざまな給付や助成、セミナーなどを利用することができます。

#### 短期給付事業 (担当課:保険課 給付係 022-263-6411 システム・資格調定係 022-263-6415)

- 組合員と被扶養者の病気、ケガ、出産、死亡、休業、災害に対して必要な給付を行っています。
- 組合員の家族も条件を満たせば被扶養者と認定されます。認定されると組合員と同様に短期給付や福祉事業の一部を受けることができます。資格相談はシステム・資格調定係へお問い合わせください。

#### 長期給付事業 (担当課:年金課 022-263-6412)

- 組合員の退職・障害または死亡に対する年金や一時金の事務、相談業務を行っております。
- ※年金の決定・支払いは、全国市町村職員共済組合連合会が一元的に行っております。

#### 福祉事業 (担当課:福祉課 022-263-6413 総務課 経理係(貯金) 022-263-6414 パレス松洲 022-354-2106)

- **保健事業** / 人間ドックや各種検診の費用助成のほか、健康保持・増進のためのセミナーの開催や生活支援図書  
の交付、保養所の宿泊費用助成、特定健康診査・特定保健指導など、皆さんの健康面をサポートする  
さまざまな事業を行っています。
- **貯金事業** / 年利1.0%と市中金利よりも有利な積立貯金です。毎月定額を積立てる「定例積立」のほか、「臨時  
積立」もできます。
- **貸付事業** / 住宅資金のほか結婚・教育・医療資金など、組合員が資金を必要とするときに貸付けを行って  
います。
- **物資事業** / 自動車など、日常生活に必要なものを購入するときに、共済組合が立替払いする事業です。特約店  
は本号差込みの物資指定店一覧をご覧ください。
- **宿泊事業** / パレス松洲は日本三景・松島の沿岸にたたずむ公共の宿です。全ての客室で窓いっぱい広がる松  
島の絶景と食べて美味しい旬のお料理が自慢です。

# 共済組合の短期給付事業について 保険課給付係：022-263-6411

この事業は、共済組合の組合員(本人)及びその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡、休業、災害等に関する給付を共済組合が行う事業です。

共済組合が行う短期給付事業は、民間で働く労働者に適用される健康保険制度に相当するものですが、この事業は、**法定給付**と**附加給付**とに区分されます。

## (1) 法定給付

法定給付は、法律でその給付の種目が定められていますが、その種目には、休業手当金、弔慰金、家族弔意金及び災害見舞金等、健康保険制度にはない共済組合独自のものもあります。

また、育児休業手当金及び介護休業手当金は、雇用保険法に基づく給付になったものになります。

区分	給付事由	給付種目	
		組合員の場合	被扶養者の場合
保健給付	病気、負傷	療養の給付 入院時食事療養費 入院時生活療養費 保険外併用療養費 療養費 訪問看護療養費 移送費 高額療養費 高額介護合算療養費	家族療養の給付  家族療養費 家族訪問看護療養費 家族移送費 高額療養費 高額介護合算療養費
	出産	出産費	家族出産費
	死亡	埋葬料	家族埋葬料
休業給付	欠勤等	傷病手当金 出産手当金 休業手当金 育児休業手当金 介護休業手当金	
災害給付	災害	弔慰金 災害見舞金	家族弔慰金

## (2) 附加給付

附加給付とは、法定給付に合わせて行う給付で、組合がその財政上の余裕を基礎として任意的に法定給付を補足する意味で行っている給付です。

## 短期給付一覧表

短期給付には、医療機関等からの診療報酬明細書(以下「レセプト」という。)等に基づいて自動的に給付するものと、組合員が所属する市町村等の共済組合事務担当者の方を通して共済組合に請求していただく給付があります。

給付の種類は次表のとおりですが、医療費の自己負担割合は、所得区分や年齢により異なります。

### 保健給付

#### ●組合員

名称	内容
療養の給付	組合員の公務外の病気または負傷について、療養にかかる医療費の7割を共済組合が負担
入院時食事療養費	入院時の食事代について、組合員が標準負担額を支払い、標準負担額を除いた額を共済組合が負担
	標準負担額(1食あたり)
入院時生活療養費	長期入院する65歳以上の組合員が生活療養を受けた場合、生活療養標準負担額を除いた額を共済組合が負担
保険外併用療養費	特定承認保険医療機関等から受けた先進医療を受けた場合、保険診療に要した費用の7割を共済組合が負担
療養費	医師が治療上、関節用装具、コルセット等の治療用装具を必要と認めた場合は、その装具の購入費用の7割を支給
訪問看護療養費	在宅の末期ガン患者、難病患者(医師が必要と認めた場合に限る)が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたとき、その療養費用の7割を支給
一部負担金払戻金	保険医療機関等の窓口で支払った医療費(高額療養費の額を除く)から診療レセプト、調剤レセプトまたは訪問看護療養明細書各1件(ただし、医療保険の処方せんにより薬局で薬剤の支給が行われた場合は診療レセプトと調剤レセプトとを合算して1件とみなす)につき25,000円*を控除した額を支給(100円未満端数切捨て、1,000円未満不支給) *標準報酬月額が53万円以上の上位所得者は50,000円
移送費	歩行困難な重症患者を医師の指示により病院などに転送した場合や、緊急その他やむを得ない事由で移送されたときに、保険者が認めた場合に支給
埋葬料	組合員が公務によらないで死亡したとき50,000円支給
埋葬料附加金	組合員の死亡当時、被扶養者として認定されていた者が埋葬料を請求する場合、50,000円支給
出産費	産科医療補償制度に加入する医療機関で出産し、妊娠22週以上のときに、420,000円支給

●被扶養者

名称	内容										
家族療養の給付	被扶養者の病気または負傷について、療養にかかる医療費の7割を共済組合が負担 ただし、義務教育就学前まで及び70歳以上の高齢者は、医療費の8割を共済組合が負担 入院時の食事代について、組合員が標準負担額を支払、標準負担額を除いた額を共済組合が負担 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <tr> <td>一般</td> <td>360円*</td> </tr> <tr> <td>① 市町村民税非課税世帯等で入院日数90日以下の者</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>② ①の場合で、入院日数が90日を超える者</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td>③ ①の場合で所得が一定基準以下の者</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">*難病、小児慢性特定疾病の者は、260円</td> </tr> </table>	一般	360円*	① 市町村民税非課税世帯等で入院日数90日以下の者	210円	② ①の場合で、入院日数が90日を超える者	160円	③ ①の場合で所得が一定基準以下の者	100円	*難病、小児慢性特定疾病の者は、260円	
一般	360円*										
① 市町村民税非課税世帯等で入院日数90日以下の者	210円										
② ①の場合で、入院日数が90日を超える者	160円										
③ ①の場合で所得が一定基準以下の者	100円										
*難病、小児慢性特定疾病の者は、260円											
保険外併用家族療養費	特定承認保険医療機関等から受けた先進医療を受けた場合、保険診療に要した費用の7割を共済組合が負担(義務教育就学前、70歳以上の高齢者は8割支給)										
家族療養費	医師が治療上、関節用装具、コルセット等の治療用装具を必要と認めた場合は、その装具の購入費用の7割を支給(義務教育就学前、70歳以上の高齢者は8割支給)										
家族療養費附加金	保険医療機関等の窓口で支払った医療費(高額療養費の額を除く)から診療レセプト、調剤レセプトまたは訪問看護療養明細書各1件(ただし、医療保険の処方せんにより薬局で薬剤の支給が行われた場合は診療レセプトと調剤レセプトとを合算して1件とみなす)につき25,000円*を控除した額を支給(100円未満端数切捨て、1,000円未満不支給) *標準報酬月額が53万円以上の上位所得者は50,000円										
家族訪問看護療養費	在宅の末期ガン患者、難病患者(医師が必要と認めた場合に限る)が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたとき、その療養費用の7割を支給(義務教育就学前、70歳以上の高齢者は8割支給)										
家族移送費	歩行困難な重症患者を医師の指示により病院などに転送した場合や、緊急その他やむを得ない事由で移送されたときに、保険者が認めた場合に支給										
家族埋葬料	被扶養者が死亡したとき50,000円支給										
家族埋葬料附加金	家族埋葬料に附加して50,000円支給										
家族出産費	被扶養者が産科医療補償制度に加入する医療機関で出産し、妊娠22週以上のときに、420,000円支給										

●組合員・被扶養者

名称	内容		
高額療養費	①自己負担として保険医療機関等へ支払った医療費が、1ヵ月1医療機関等診療レセプト、調剤レセプトまたは訪問看護療養明細書各1件(ただし、医療保険の処方せんにより薬局で薬剤の支給が行われた場合は診療レセプトと調剤レセプトとを合算して1件とみなす)につき、高額療養費自己負担限度額を超えた額を支給 ②組合員世帯内で、自己負担額が21,000円以上のものが2件以上あるときは、世帯合算して自己負担限度額を超えた額を支給 *70歳以上の高齢受給者の自己負担額はすべて合算対象となる ③1年の間に組合員世帯内で、4回以上の高額療養費に該当したときは、4回目から多数該当 *70歳以上の高齢受給者の自己負担額はすべて合算対象となる		
	●70歳未満の組合員または被扶養者		
	区分	標準報酬月額	1ヵ月の自己負担額
			【4回目～:円】は、過去12ヵ月間に3回以上高額療養費の支給を受けた場合で、4回目以降の自己負担限度額
	ア	標準報酬月額:83万円以上	252,600円 + (医療費総額 - 842,000円) × 1% 【4回目～: 140,100円】
	イ	標準報酬月額:53万円以上79万円	167,400円 + (医療費総額 - 558,000円) × 1% 【4回目～: 93,000円】
	ウ	標準報酬月額:28万円以上50万円	80,100円 + (医療費総額 - 267,000円) × 1% 【4回目～: 44,400円】
	エ	標準報酬月額:26万円以下	57,600円 【4回目～: 44,400円】
	オ	低所得者被保険者が住民税の非課税者等	35,400円 【4回目～: 24,600円】
	●70歳以上の組合員または被扶養者		
	区分	外来のみ(個人ごと)	1ヵ月の自己負担額
			世帯全体(入院含む)
	現役並み所得者	44,400円 57,600円 (H29.8.1～)	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (多数該当の場合、44,400円)
	一般	12,000円 14,000円 (H29.8.1～)	44,400円 57,600円 (H29.8.1～)
	低所得者Ⅱ		24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	
*低所得者Ⅱ: 市町村民税非課税者等 *低所得者Ⅰ: 組合員及びその被扶養者のすべてが市町村民税非課税者等			
高額介護合算療養費	医療保険と介護保険の両制度を利用し、毎年8月1日から翌年7月31日までの医療費と介護の自己負担額を合算し、その額が限度額を超えた場合、共済組合からは「高額介護合算療養費」が、介護保険からは「高額介護合算サービス費」が支給される		



## 休業給付

### ●組合員

傷病手当金	組合員が公務外の傷病により、その療養のため引き続き勤務することができない場合に、その勤務することができない期間について休業により報酬が支給されないので、その一部を補助することを目的として支給
出産手当金	組合員が出産のため勤務できなかった場合は、傷病手当金と同様、出産に伴う休業期間中における生計費の補助を行う目的として支給 出産の日以前42日(多胎妊娠の場合98日。)出産の日後56日の期間支給
育児休業手当金	組合員が育児のため勤務しなかった場合、育児休業にかかる子が1歳に達する日まで支給 ただし、総務省令で定める事由に該当する場合に限り、子が1歳6カ月未満に達する日まで延長して支給
介護休業手当金	組合員が介護休業により勤務に服さなかった期間(介護休業の日数を通算して66日)支給
休業手当金	被扶養者の病気または負傷、組合員の公務によらない不慮の災害等の事由により欠勤した場合に支給

## 災害給付

### ●組合員

弔慰金	水震火災その他の非常災害により組合員が死亡したとき支給
災害見舞金	水震火災その他の非常災害により組合員が住居または家財に損害を受けた場合に支給

### ●被扶養者

家族弔慰金	水震火災その他の非常災害により被扶養者が死亡したとき支給
-------	------------------------------

注意 (1) 公務上の疾病では短期給付は支給されません。

(2) 短期給付は、給付事由が生じた日から2年間請求しなかったときは、時効により消滅します。

(3) 網掛けの短期給付は、組合員の方が所属する市町村等を通して共済組合に請求する給付になります。

## 傷害総合保険 さまざまな事故から、組合員とその家族を守ります!

有限会社 みやぎ共済が取り扱っております保険のうち、今号では、「傷害総合保険」をご紹介します。

**個人コース** **夫婦ペアコース** **家族ぐるみコース** の3コースからご自分に合ったコースをお選びください。

- 交通事故、仕事中、家庭内、旅行中、スポーツ中など国内外でのほとんどのケガに対して補償のある保険です。
- 天災危険補償特約付コースなら、地震、噴火またはこれらによる津波によるケガも補償されます。
- 入院はもちろん、通院も1日目から保険金の支払対象になります。
- 自転車による事故で他人にケガさせた場合など、第三者への賠償事故も補償されます。平成28年度ご契約より保険金額を1億円に引き上げています。
- 個人コースには、身の回り品の損害を対象にした携行品損害がセットされます。
- 個人コースに加入されている方は、弁護士費用補償特約「弁護のちから」がセットできます。
- 外来の手術についても手術保険金の支払対象になります。
- 団体契約による割引が受けられ、保険料が20%も割安で加入できます。  
※団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降は割引率が変更となることがあります。

**保険期間**：(傷害総合保険) 平成29年7月1日午後4時から1年間

**加入対象者**：宮城県市町村職員共済組合の組合員

**被保険者**：組合員またはご家族(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹及び同居の親族)

上記は概要を説明したものです。詳しい内容については下記の取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。(引受保険会社名：損害保険ジャパン日本興亜株式会社)

宮城県市町村職員共済組合保険事務取扱店 〒980-0011 仙台市青葉区上杉1丁目10番25号 ☎022-223-0740 fax 022-215-0785  
**有限会社 みやぎ共済** 受付時間：平日午前9時から午後5時まで土・祝日・年末年始はお休みさせていただきます。

承認番号SJNK16-19047 作成日2017年3月3日

# 柔道整復師の施術内容の照会を行います

柔道整復師（以下「柔整師」という。）にかかった療養費の支払いは、医療機関と同じように、組合員の皆様の掛金・負担金で賄われています。

近年、柔整師から施術を受けられる方が増加し、柔整師へ支払う療養費が短期給付事業の大きな部分を占めるようになっていきます。

また、一部の柔整師による療養費の水増し請求や施術部位の付け足しなどの不正請求が新聞等で取り上げられ、大きな社会問題となっています。そこで、共済組合では、平成 29 年 4 月から柔整師からの請求について内容審査等の委託を実施いたします。

この内容審査とは、柔整師から施術を受けた方に、必要に応じて施術内容を確認するため、委託会社から直接組合員及び被扶養者（以下「組合員等」という。）あてに照会文書を送付し受診照会調査を行い、疑義が生じたものについて、柔整師への内容確認のため返戻等を行います。

委託会社は、柔道整復施術療養費支給申請書（以下「柔整レセプト」という。）の返戻に係る柔整師及び受診照会に係る組合員等からの照会等に対してコールセンターを設置して対応します。

これに伴い、組合員等に対し、柔整師から受けた施術内容についてお問い合わせをさせていただく場合がありますので、ご自宅に当該内容について照会文書が届きましたら、ご回答くださいますよう、ご理解とご協力をお願いします。

## 記

### 1. 柔整レセプト内容審査開始時期

平成 29 年 4 月施術分の柔整レセプトから実施

### 2. 内容審査委託先

株式会社オークス

※株式会社オークスは、全国市町村職員共済組合連合会においてレセプト点検専門業者の中から共同入札の結果選定され、受託契約を締結しております。



### 照会文書

〒000-0000  
仙台市青葉区上杉1-2-3  
共済 太郎 様

平成29年〇月〇日  
宮城県市町村職員共済組合

柔道整復師(接骨院・整骨院)での受診に伴う確認について

平素より、共済組合の事業運営にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。  
さて、当共済組合では保険給付の適正化を図るために、負傷原因や施術回数等について、(接骨)院で施術を受けた皆様へ内容の照会をさせていただきます。

大変お手数をかけますが、あなた(または被扶養者)様が(接骨)院で受けられた下記の施術に關し、別紙回答用紙にご自身で記入し、ご返送くださいますようお願い申し上げます。(同封の返信用封筒をご利用ください。)

なお、回答は平成29年〇月〇日までにお願いいたします。  
・ 回答用紙は1枚です。  
・ 本件の回答にあたっては、わかる範囲でご記入ください。

1. 受検月	平成29年〇月	施術分
2. 受検された方のお名前	共済 太郎 様	
3. 整骨院(柔道整復師名)	〇〇〇治療院	( )

「個人情報取扱い」  
今回の調査(照会)についてご回答いただいた個人情報は、療養費支給申請書の受診内容審査及び当共済組合の事務処理に限定して使用し、他の目的には一切使用いたしません。

● 調査書の発送回収及び記入方法については、下記へお問い合わせください。  
(委託先)株式会社オークス おからだ相談室  
業務時間:平日9:30~17:30  
住 所:東京都渋谷区代々木2-7-7  
電 話:03-5302-1035

### 回答書

回答例

受診内容(整・接骨院)回答書

※必ずご本人(受診者)が、以下の項目にご記入、あるいは〇をしてください。 整理番号:  
ご記入日29年〇月〇日 ※手の負傷等が理由の代筆も可能です。

被保険者証 記号 200	組合員氏名 共済 太郎
番号 999	受診者氏名 共済 太郎

(1) 受診した理由は何ですか?  
① ケガをした  
2. 慢性的な痛みがあるため  
3. その他( )

(2) いつからの痛みですか?  
平成29年〇月〇日、平成 年 月 日、平成 年 月 日  
・わからない  
・その他( )

(3) どこで痛めましたか?  
〈自宅〉・外出中(私用) ・仕事中 ・通勤途中 ・交通事故  
・わからない  
・その他( )

(4) 寝をしていて痛めましたか? ※該当するところに〇をしてください。  
1. 姿勢や寝姿勢などが一度治ったあと、また自然に痛くなった  
2. 骨折や捻挫などが一度治ったあと、また自然に痛くなった  
3. 原因はわからないが、自然に痛くなった  
4. 日常生活による疲労や肩こりなど  
⑤ 日常生活でケガをした  
6. 医師が治療すべきもの(五十肩、脳疾患後遺症、リウマチ、神経痛、椎間板ヘルニア、関節炎等)  
7. その他( )

(5) どこを痛めましたか? ※(1. 右肩 2. 右手首等)具体的に、全ての場所をご記入ください。  
1. 肩 2. 手首

(6) 治療内容は?  
〈電気〉・マッサージ ・温布 ・固定 ・はり ・灸 ・その他( )  
〈説明した〉 ・説明していない ・覚えていない

(8) 治療した期間、日数、治療費、現在の状況をご記入ください。  
治療期間 初診日 平成29年〇月〇日 照会文書にある受診年月 平成 年 月 日開始  
最終通院日 平成29年〇月〇日 照会文書にある受診年月 平成 年 月 日開始  
窓口での支払い 初回 5,418円、2回目以降1回分 1,308円 ※領収書と併せてご記入ください。  
・保険外での治療 ・受けた(回数 月) ・受けていない  
・現在の状況 ・治療 ・中止 ・現在も治療中

(9) 療養費支給申請書の委任欄に受診した患者さん本人が署名または捺印しましたか?  
〈自分で署名した〉 ・自分で捺印した ・印鑑を窓口にあずけた  
・署名のことなど知らない  
・署名の代筆の場合、代筆者氏名( ) 受診者との関係( )

左記の照会文書、回答書が、内容審査委託先より直接ご自宅に郵送されます。



# 柔道整復師の施術を受けられる方へ

## 対象となる負傷

- ◆ 医師や柔道整復師の診断又は判断により、急性又は亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫で、内科的原因による疾患でないもの



## 共済組合の短期給付を使えるのはどんなとき

- ◆ 医師や柔道整復師に、骨折、脱臼、打撲及び捻挫等（いわゆる肉ばなれを含む。）と診断又は判断され、施術を受けたとき。（骨折及び脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。）
- ◆ 骨・筋肉・関節のケガや痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき。
- 主な負傷例
  - ・日常生活やスポーツ中に転んで膝を打ったり、足首を捻ったりして急に痛みが出たとき



※医師や柔道整復師の診断又は判断等により共済組合の短期給付の対象にならないものの例

- ・単なる（疲労性・慢性的な要因からくる）肩こりや筋肉疲労。
- ・脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善のみられない長期の施術。
- ・保険医療機関（病院、診療所など）で同じ負傷等の治療中のもの。
- ・労災保険が適用となる仕事や通勤途上での負傷。

## 治療を受けるときの注意

- ◆ 健康保険は治療を目的としたものであり、上記※のように共済組合の短期給付の対象にならない場合もありますので、負傷の原因は正確にきちんと伝えましょう。
- ◆ 療養費は、本来患者が費用の全額を支払った後、自ら保険者へ請求を行い支給を受ける「償還払い」が原則ですが、柔道整復については、例外的な取扱いとして、患者が自己負担分を柔道整復師に支払い柔道整復師が患者に代わって残りの費用を保険者に請求する「受領委任」という方法が認められています。このため、多くの整骨院（接骨院）の窓口では、病院・診療所にかかったときと同じように自己負担分のみを支払うことにより、施術を受けることができます。
- ◆ 「受領委任」の場合は柔道整復師が患者に代わって保険請求を行うため、施術を受けたときには、柔道整復施術療養費支給申請書の受取代理人欄（住所、氏名、委任年月日）に原則患者の自筆による記入が必要となります。
- ◆ 施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診察を受けましょう。
- ◆ 現在は、窓口支払いの領収書が無料発行されることになりました。医療費控除を受ける際に必要になりますので、大切に保管しましょう。



## 組合員・被扶養者の異動時の手続きについて

新年度を迎え、組合員及び被扶養者の皆様にとっては、異動や就職、進学など、何かと忙しい季節になりました。こうした異動等があったときには、組合員証等の切替えの手続きが必要になることがあります。

もし、次のような異動等に該当した場合は、忘れずに切替えの手続きをお願いします。

- (1) 新たに組合員・被扶養者となられたとき
- (2) 組合員証や組合員被扶養者証等の内容に変更があったとき
  - 転勤等により、組合員証記号番号が変更になったとき
  - 転居や婚姻等により住所や氏名が変更になったとき
- (3) 組合員の資格を喪失したとき、または、被扶養者の認定が取消しとなったとき
  - 被扶養者の方が就職したとき、または、年間の収入の増加により認定基準額（130万円又は180万円）を超えたとき
  - 75歳（一定の障害がある方は65歳）に達して、後期高齢者医療制度の被保険者となったとき

### 保険証が変わったときは、必ず届出書類と一緒に旧組合員証等を返納してください。

新しい保険証になったにもかかわらず、旧組合員証等を使って医療機関で受診しますと、本人確認等で事務処理に時間を要し、結果的に給付金の支給が遅れたり、給付できなくなることがあります。また、被扶養者の方の取消手続きが遅れますと、共済組合がお支払いした医療費や給付金等を取消日に遡って返還していただくことにもなります。

とくに、毎年実施している被扶養者の資格確認調査では、認定されている被扶養者が認定基準額を超える収入のあるパート、アルバイト等に従事していたため、遡及して扶養認定が取消しとなり、後日、高額な医療費や給付金を返還することになってしまう組合員が多くなっています。

このようなことを避けていただくためにも、パート等に従事している被扶養者の方の収入について、ご確認いただきますようお願いします。

なお、被扶養配偶者の方が認定及び取消の手続きをされる場合は、国民年金の手続きも必要となりますので、こちらの手続きも忘れずに行ってください。

## 国民年金の手続きについて

共済組合では、20歳以上60歳未満の被扶養配偶者の方に、扶養認定の手続きとあわせて国民年金第3号被保険者（※）の手続きをお願いします。配偶者の認定状況に応じて、次の届出が必要となりますので、該当される組合員の方は忘れずに提出をお願いします。

### ○新たに被扶養配偶者の要件を備えたとき

「国民年金第3号被保険者資格取得届」  
→被扶養者認定申告書と一緒に提出してください。

### ○被扶養配偶者が住所を変更したとき

「国民年金被保険者住所変更届」  
→組合員の住所変更届と一緒に提出してください。なお、被扶養配偶者だけが住所変更した場合も同じく両方の変更届を提出してください。

### ○被扶養配偶者の収入が基準額以上に増加した場合及び離婚したとき

「国民年金第3号被保険者被扶養配偶者非該当届」  
→被扶養者取消申告書と一緒に提出してください。ただし、就職により第2号被保険者に該当する方は不要です。

### ○被扶養配偶者が死亡したとき

「国民年金第3号被保険者資格喪失・死亡届」  
→被扶養者取消申告書と一緒に提出してください。

注）被扶養配偶者が就職や所得増加などで認定取消になった場合や、組合員の資格喪失に伴う認定取消の場合の国民年金第3号被保険者の資格については、被扶養配偶者が新たに国民年金第1号被保険者（※）又は国民年金第2号被保険者（※）の加入手続きをされることにより自動喪失となるため、共済組合への届出は不要となります。

### （参考）国民年金被保険者の種別

	該当者	加入等の届出	保険料の納付
第1号被保険者	学生、自営業者等	お住まいの市区町村役場	ご自身で納付
第2号被保険者	会社員、公務員等	勤務先	勤務先で納付
第3号被保険者	第2号被保険者の被扶養配偶者	配偶者の勤務先	なし（配偶者が加入する制度で負担）

※詳しくは、お住まいの市区町村又は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

## 社会保険に加入したら取消申告を忘れずに

被扶養者が、短期間であっても民間会社等に就労し社会保険の適用を受けることになったときは、収入が扶養認定基準内であっても被扶養者の認定は取消となります。特に、被扶養配偶者の場合は、国民年金第3号被保険者は自動喪失となりますが、被扶養者の認定は自動喪失になりませんので、共济組合へ被扶養者の認定取消申告を忘れずにしなければなりません。

その後、社会保険の資格を喪失し被扶養者の認定要件を満たすことになった場合には、再度、共济組合の被扶養者の認定を受けることができます。このときは、被扶養者の認定申告とあわせて国民年金第3号被保険者の届出を必ずしなければなりません。

これら一連の被扶養者の認定・取消の手続きをしなかった場合や遅れた場合には、次のようなことが起こりますのでご注意ください。

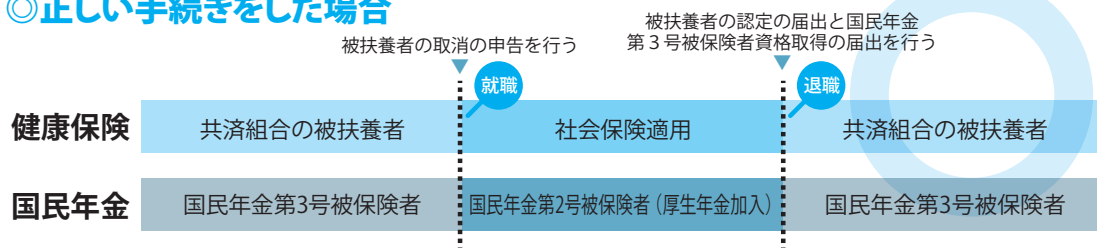
### 【医療費を返還していただきます】

被扶養者の取消申告の手続きが遅れた場合でも、取消日は社会保険取得時まで遡ります。もし、被扶養者の方が遡及した取消日以後に共济組合の保険証を使用して医療機関等の診療を受けていたときには、共济組合がお支払いしたこの間の医療費や給付金等を全額まとめて返還していただくこととなりますのでご注意ください。

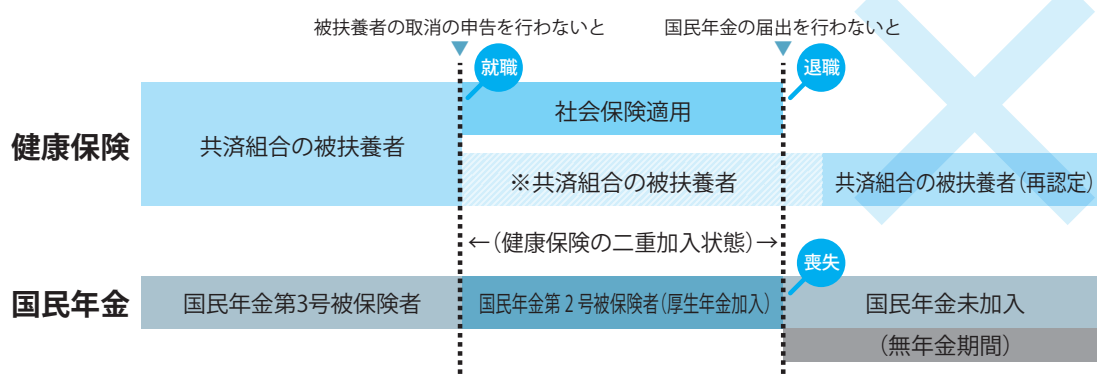
### 【国民年金（第3号被保険者）の未加入期間（無年金期間）が発生します】

配偶者が、離職等により、国民年金第2号被保険者の資格を喪失し、共济組合の扶養認定を受けるときには、同時に国民年金第3号被保険者として国民年金に加入する手続きをとらなければなりません。この手続きを怠りますと国民年金第2号被保険者の資格を喪失したままの状態となり、国民年金の未加入期間が発生してしまいますのでご注意ください。（下図参照）

#### ◎正しい手続きをした場合



#### ◎正しい手続きをしなかった場合



※被扶養者の取消申告を行わなかったため、健康保険の二重加入が発生します。

社会保険適用が判明した場合、就職日に遡って被扶養者の資格が取消となります。( の期間)

再度、被扶養者認定をする場合は、書類を提出した日からの認定となり、遡って認定することはできません。

## 組合員証は、必ず医療機関の窓口で提示しましょう。

～被扶養者の方へもお伝えください～

現在、ほとんどの医療機関では、月の初回受診時に組合員証等の確認を行っておりますが、初回に限らず、医療機関から組合員証の提示をもとめられたときには、必ず提示されるようお願いいたします。特に記載内容の変更等により組合員証が切り替わった場合は、必ずそのことを窓口でお話いただき、新しい組合員証を提示してください。

組合員及び被扶養者の皆様のご協力をお願いします。

◎問い合わせ先 保険課 システム・資格調定係 022-263-6415

# 健康管理者対象研修開催

本組合保養所パレス松洲において、所属所の健康管理者・労働安全衛生委員の方を対象に健康管理者対象研修を開催しました。この研修は本組合のデータヘルス計画に基づき、平成28年度より新設し、所属所と組合員の健康・疾病傾向の共有を図り、より良い職場環境の構築に役立てていただくことを目的としています。

平成29年1月23日の本研修には、26所属所36名に参加いただき、(一財)宮城県成人病予防協会保健師の黒川悦子講師より労働安全衛生法を踏まえた「職場健康管理のキホン」、同保健師の北澤利佳講師より効果的な受診勧奨を行うための「知っておきたい健診結果」と題してお話をいただきました。

参加者からは「健診の法的根拠、健診後のフォローを理解できた」、「健診結果の見方が具体的に理解できた」、「対象者への伝え方が分かった」等の感想をいただいております。

今後も本組合では所属所のより良い職場環境の構築に役立つ研修の開催を通じ、組合員の皆さんの健康保持増進に努めてまいります。



## ～給付算定基礎額残高通知書について～

平成27年10月1日に「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が施行され被用者年金制度の一元化に伴い、退職等年金給付(年金払い退職給付)制度が創設されました。

この退職等年金給付(年金払い退職給付)制度は、将来の年金給付に必要な原資をあらかじめ保険料で積み立てる「積立方式」による給付になります。

退職等年金給付(年金払い退職給付)は、組合員一人ひとりに仮定の個人勘定を設定し、この個人勘定に各月の標準報酬月額及び標準期末手当等の額に付与率を乗じて得た付与額を利子とともに毎月積み立てます。これを累積した「給付算定基礎額」が年金原資となります。

このように、給付算定基礎額は毎月積み立てられるものであることから、「給付算定基礎額残高通知書」を年1回送付します。

### 1 通知内容

- ① 標準報酬月額(期末手当等の額を含む)
- ② 付与額
- ③ 利息
- ④ 給付算定基礎額残高
- ⑤ 有期退職年金算定基礎額
- ⑥ 終身退職年金算定基礎額
- ⑦ 付与率
- ⑧ 基準利率

### 2 通知対象者

組合員及び年金待機者

### 3 送付物、送付方法とスケジュール

#### (1) 送付物

給付算定基礎額残高通知書(圧着ハガキ)

#### (2) 送付方法とスケジュール

在職中の組合員の方へは、毎年、5月下旬頃にお勤めの所属所を通じて配付します。

既にご退職されている方には、全国市町村職員共済組合連合会からご自宅へ送付いたします。

※ご退職されている方には新たな掛金の納付がないため、退職時のほか35歳・45歳・59歳・63歳に通知します。

### 4 退職等年金給付(年金払い退職給付)制度の概要等について

退職等年金給付(年金払い退職給付)制度の概要や給付の計算方法等について詳しく知りたい方は、下記の全国市町村職員共済組合連合会ホームページを御覧ください。

全国市町村職員共済組合連合会ホームページ <http://www.shichousonren.or.jp/>

◎問い合わせ先 年金課 022-263-6412



◎保健事業 福祉課保健係 022-263-6413

## 管理監督者対象メンタルヘルス講座

会場：保養所「パレス松洲」

管理監督者（管理職、管理職補佐、労働衛生管理者、保健師、労働安全衛生委員等）を対象にメンタルヘルスに関する講演、グループ討議、実技等を行います。募集定員は各回 60 名となっております。

平成 29 年 7 月 27 日（木）基礎編  
 平成 29 年 7 月 28 日（金）ステップアップ編  
 平成 29 年 10 月 3 日（火）基礎編  
 平成 29 年 10 月 4 日（水）ステップアップ編

時 間	講座内容等
12:50	開 会
13:00	(仮) 管理監督者のためのメンタルヘルス研修
16:00	閉 会

※都合により講座内容、時間等が変更になる場合がございますのでご了承ください。

## 心と身体の健康セミナー

会場：保養所「パレス松洲」

組合員及びその家族を対象にメンタルヘルスに関する講演や生活習慣を見直すストレッチ等の実技を行います。募集定員は各回 70 名となっております。

平成 29 年 6 月 30 日（金）  
 平成 29 年 9 月 28 日（木）

時 間	講座内容等
12:50	開 会
13:00	(仮) メンタルヘルスについて
14:30	休 憩
14:40	(仮) ストレッチ体操
16:00	閉 会

※都合により講座内容、時間等が変更になる場合がございますのでご了承ください。

## 【ライフプランセミナー】

会場：保養所「パレス松洲」

組合員の退職後の生活を視野に入れた公務員生活の確立を支援することや、健康づくりの推進を目的とした退職準備型と生涯生活充実型のライフプランセミナーを開催します。

区分	退職準備型	生涯生活充実型	
日 程	第1回 5月25日(木)～5月26日(金)	第1回 平成29年 7月14日(金)	
	第2回 6月 8日(木)～6月 9日(金)		
	第3回 6月20日(火)～6月21日(水)		
	募集人員	第4回 7月 6日(木)～7月 7日(金)	第2回 平成29年 8月 4日(金)
		第5回 8月31日(木)～9月 1日(金)	
		第6回 10月12日(木)～10月13日(金)	
		第7回 10月26日(木)～10月27日(金)	
募集人員	各 80 名	各 60 名	
対 象 者	原則として 50 歳以上の組合員 及びその配偶者	原則として 50 歳未満の組合員 上記以外で受講を希望する組合員	

## 【健康管理者対象研修】

短期給付財政安定化計画（第1期データヘルス計画）に基づき、所属所の健康管理者（人事・安全衛生委員）を対象として、組合員の健康状況等を理解していただくとともに、各所属所における健康への取り組み、及び労働安全衛生委員会の活動に役立つ研修を行います。

なお、開催日時等の詳細については後日お知らせいたします。

## 【生活習慣病予防セミナー（仮称）】

短期給付財政安定化計画（第1期データヘルス計画）に基づき、生活習慣病の予防を目的に、組合員の健康状態・疾病傾向に応じたセミナーを開催します。

なお、開催日時等の詳細については後日お知らせいたします。

## 【人間ドック】利用助成

## ◎利用対象

平成 29 年度中に 30 歳以上となる組合員（資格取得 1 年未満の組合員は除く）3 人に 1 人を助成対象とします。（任意継続組合員は除く）

## ◎利用人員

年度初めに各所属所へ対象人数をお知らせします。

## ◎利用者負担

10,000 円（税込）

## ◎利用方法

共済事務担当課から配分された方は、「人間ドック利用券」を受け取りください。受診する際は、組合員証を持参の上、受付窓口にて「人間ドック利用券」を提出し、検査終了後に利用者負担金をお支払いください。「人間ドック利用券」は、契約医療機関以外では利用できません。

## 検査内容

区分	内 容	
人間ドック検査項目	既往歴の調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む）	
	自覚症状及び他覚症状の検査	
	身体計測	身長、体重、BMI、腹囲
	生理	血圧（収縮期血圧、拡張期血圧）
		12誘導心電図
		眼圧、眼底（両眼）
		視力、聴力（1000Hz・4000Hz）
	X線・超音波	肺（呼吸）機能検査（1秒率、%肺活量）
		胸部X線（大角2枚、2方向）
		上部消化管X線（胃X-P 4F 8枚以上） 腹部超音波（肝臓（脾臓を含む）、膵臓、腎臓）
	生化学	総蛋白、アルブミン、クレアチニン、尿酸、総コレステロール、HDLコレステロール、LDLコレステロール、中性脂肪、総ビリルビン、AST(GOT)、ALT(GPT)、γ-GT(γ-GTP)、ALP、空腹時血糖、HbA1c
	血液学	赤血球、白血球、血色素量、ヘマトクリット値、血小板数、MCV、MCH、MCHC
	血清学	CRP、VDR L又はRPR・TPHA、リウマチ反応RF、HBs抗原、HCV抗体
尿	蛋白、PH、尿酸、沈渣、潜血、比重	
便	潜血（免疫2回法）	
問 診 ・ 診 察		

## 人間ドック契約医療機関一覧表

契約医療機関名	住 所	電話番号	特定健診 契約機関	特定保健 指導実施状況
公立刈田総合病院	白石市福岡蔵本字下原沖 36	0224-25-2178	○	○（後日）
丸森町国民健康保険丸森病院	伊具郡丸森町字鳥屋 27	0224-72-2131	○	○（当日）
蔵王町国民健康保険蔵王病院	刈田郡蔵王町大字円田字和田 130	0224-33-2260	○	-
みやぎ県南中核病院	柴田郡大河原町字西 38-1	0224-51-5501	○	○（当日）
総合南東北病院	岩沼市里の杜 1-2-5	0223-23-3151	○	-
塩釜市立病院	塩釜市香津町 7-1	022-364-5521	○	○（当日）
宮城利府救済会病院	宮城県利府町森郷字新太子堂 51	022-767-2151	○	-
公立黒川病院	黒川郡大和町吉岡字西松木 60	022-345-3101	○	-
公立加美病院	加美郡色麻町四幡字杉成 9	0229-66-2500	○	-
大崎市民病院健康管理センター	大崎市古川千手寺町 2-3-15	0229-23-3471	○	○（後日）
大崎市民病院鹿島台分	大崎市鹿島台平渡字東要害 20	0229-56-2611	○	○（後日）
涌谷町国民健康保険病院	遠田郡涌谷町涌谷字中江南 278	0229-43-5111	○	○（当日）
栗原市立栗原中央病院	栗原市築館宮野中央 3-1-1	0228-21-5346	○	-
栗原市立若柳病院	栗原市若柳字川北原畑 23-4	0228-32-2335	-	-
栗原市立栗駒病院	栗原市栗駒岩ヶ崎松木田 10-1	0228-45-2211	-	-
登米市立登米市民病院	登米市迫町佐沼字下田中 25	0220-22-5511	-	-
登米市立登米診療所	登米市登米町寺池桜小路 132-1	0220-52-2175	-	-
登米市立豊里病院	平成29年度は受入れを見合わせております	0225-76-2023	-	-
登米市立米谷病院	登米市東町米谷字元町 200	0220-42-2007	-	-

契約医療機関名	住 所	電話番号	特定健診 契約機関	特定保健 指導実施状況
気仙沼市立病院	気仙沼市田中 184	0226-22-7100	-	-
南三陸病院	本吉郡南三陸町志津川字沼田 14-3	0226-46-3646	○	○（後日） 勤務付けのみ
石巻市立病院	石巻市穀町 15-1	0225-25-5555	○	○（後日）
石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下 71	0225-21-7236	○	○（後日）
石巻ロイヤル病院	石巻市広洲字焼巻 2	0225-73-5888	○	○（当日）
女川町地域医療センター	牡鹿郡女川町鷺神浜字堀切山 51-6	0225-53-5511	○	-
真壁病院	東松島市矢本字鹿石前 109-4	0225-82-7111	-	-
仙台オープン病院	仙台市宮城野区鶴ヶ谷 5-22-1	022-252-1111	○	○（当日）
仙台厚生病院	仙台市青葉区広瀬町 4-15	022-222-6202	-	-
JCHO仙台病院	仙台市青葉区堤町 3-16-1	022-275-3111	○	○（当日）
JCHO仙台南病院	仙台市太白区中田町前沖 143	022-306-1721	○	○（当日）
宮城県医師会健康センター	仙台市宮城野区安養寺 3-7-5	022-256-8600	○	○（当日）
宮城県予防医学協会	仙台市青葉区上杉 1-6-6	022-262-2621	○	○（当日）
宮城県成人病予防協会	仙台市泉区泉中央 1-6-12	022-375-7113	○	○（当日）
	仙台市青葉区中央 1-3-1		○	○（当日）
宮城県対がん協会	仙台市青葉区上杉 5-7-30	022-263-1535	○	○（後日）
結核予防会宮城県支部	仙台市青葉区中山吉成 2-3-1	022-719-5161	○	○（当日）
	仙台市青葉区宮町 1-1-5		○	○（後日）
みやぎ健診プラザ	仙台市若林区卸町 1-6-9	022-231-3655	○	○（当日）
石巻市立牡鹿病院	石巻市鮎川浜清崎山 7	0225-45-3185	○	-

※掲載機関のうち、特定健診・特定保健指導を実施している機関は、各項目に「○」印がついています。  
該当する機関では、被扶養者・任意継続組合員も特定健診・特定保健指導を受けることができます。

## 【脳検診】 利用助成

### ◎利用対象

平成29年度中に40歳以上となる組合員（任意継続組合員を除く）5人に1人を助成対象とします。

### ◎利用人員

年度初めに各所属所へ対象人数をお知らせします。

### ◎助成金額

- ・ 検診料金が12,000円未満のとき 7,000円
- ・ 検診料金が12,000円以上のとき 9,000円

### ◎利用方法

共済事務担当課から配分された方は、「脳検診助成券」をお受け取りください。受診する際は、組合員証を持参の上、受付窓口  
に「脳検診助成券」を提出し、検査終了後に助成金額を差し引いた料金をお支払いください。「脳検診助成券」は、契約医療機関  
以外では使用できません。



# 脳検査契約医療機関及び検査内容一覧表

契約医療機関名	住 所	電話番号	検査料金 (税込)	検 査 内 容
公立刈田総合病院	白石市福岡蔵本字下原沖 36	0224-25-2178	21,600円	所要時間 60分～ 医師の面談なし 問診表あり 6ミリスライス厚 1.2ミリで撮影 MRI・MRA の検査 (頸部 X線 2 R) 凝固検査 結果通知書 (画像 1 枚添付) の交付
丸森町国民健康保険丸森病院	伊具郡丸森町宇屋 27	0224-72-2131	21,600円	所要時間 40分 所見のある人のみ医師の面談あり 問診票あり 6ミリスライス厚 1ミリで撮影 MRI・MRA の検査 (頸部 MRI 含む)
みやぎ県南中核病院	柴田郡大河原町字西 38-1	0224-51-5501	21,600円	所要時間 30分 所見のある人のみ医師の面談あり 問診票あり 6ミリスライス厚 2ミリで撮影 MRI・MRA の検査 (頸部 MRI 含む)
総合南東北病院	岩沼市里の杜 1-2-5	0223-23-3151	21,600円	所要時間 30分 所見のある人のみ医師の面談あり 問診票あり 6ミリスライス厚 1.5ミリで撮影 MRI・MRA・頸部 MRA の検査
塩竈市立病院	塩竈市香津町 7-1	022-364-5521	20,520円	所要時間 60分 医師の面談あり 問診票あり MRI・MRA の検査 5ミリスライス厚 1.5ミリで撮影 人間ドックとセットで受診の場合、17,280円
さわおとクリニック	宮城郡利府町沢乙東 1-12	022-767-7444	21,600円	所要時間約 90分 (検査 30分程度) 終了後に医師の面談と画像説明あり 後日に詳細な報告書送付。問診票あり 5ミリスライス厚 1ミリで撮影 頸部 MRI・頭頸 MRA・頸椎 MRI、血圧脈波検査 低騒音高性能 1.5 テスラ MRI の導入に伴い、平成 26 年度までとは撮影方法が変わりました。 検査予約の受付時間： 月・火・木・金 9:00～13:00、15:00～17:30 水・土 9:00～13:00
宮城利府掖済会病院	宮城郡利府町森郷字新太子堂 51	022-767-2151	21,600円	所要時間 40分 医師の面談なし 問診票あり MRI・MRA の検査 7ミリスライス厚 1ミリで撮影+ 3D-TOF 法
公立黒川病院	黒川郡大和町吉岡字西松木 60	022-344-1875	20,580円	所要時間 45分 問診票あり MRI・MRA の検査 検査日 月～水、金曜日 5.5ミリスライス厚 1.5ミリで撮影 検査後日、有所見及び希望者に医師の面談あり
大崎市民病院健康管理センター	大崎市古川千手寺町 2-3-15	0229-23-3471	21,200円	曜日 月～金 時間 9:00～11:30 13:30～15:30 所要時間 30分 健康管理センターで受付 問診票あり 5ミリスライス厚 0.5ミリで撮影 MRI・MRA の検査 (頸部 MRA 含む) 当院専門医による読影
古川星陵病院	大崎市古川南町 3-1-3-5	0229-23-8181	25,000円	所要時間 90分 所見のある人のみ医師の面談あり 問診票あり 6ミリスライス厚 1ミリで撮影 MRI・MRA の検査 頸動脈超音波検査
片倉病院	大崎市古川浦町 1-37	0229-22-0016	① 21,000円	所要 (検査) 時間 40分程度 問診票あり MRI・MRA の検査、血液生化学検査 (危険因子) 5ミリスライス厚 1.5ミリで撮影 高性能マルチチャンネル MRI 1.5 テスラ 結果郵送後、ご希望により専門医のワークステーション操作による画像説明あり
			② 36,750円	所要 (検査) 時間 60分程度 ①+尿検査・血液一般・血液生化学・心電図 頸部 MRA 検査
			③ 60,000円	所要 (検査) 時間 150分程度 ②+全身スキャン MRI 検査・頸動脈超音波検査 腫瘍マーカー、動脈硬化度測定 検査画像 CD 添付
栗原市立栗原中央病院	栗原市築館宮野中央 3-1-1	0228-21-5346	21,600円	所要時間 60分 医師の面談なし 問診票あり MRI・MRA の検査 6ミリスライス厚 1ミリで撮影
気仙沼市立病院	気仙沼市田中 184	0226-22-7100	① 23,565円	所要時間 60分程度 医師の面談・画像説明あり 問診票あり 5ミリスライス厚 1ミリで撮影 MRI・MRA の検査 毎月第 2・第 4 金曜日、午後 2 時から予約制 2 名
			② 38,664円	所要時間 120分程度 ①+頸部超音波検査、血液検査等
石巻市立病院	石巻市穀町 15-1	0225-25-5555	21,600円	所要時間約 40分 (検査約 30分) 問診票あり 頸部 MRI・MRA、頸部 MRA の検査 5ミリスライス厚 /1 ミリ間隔で撮影 結果通知後、所見のある希望者に医師面談あり 検査日 毎週水曜日午後 2 時から予約制で 3 名
石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下 71	0225-21-7236	21,600円	所要 (検査) 時間 30分程度 医師の面談あり 問診票あり 6ミリスライス厚 1.2ミリで撮影 高性能 MR 1.5 テスラ MRI・MRA の検査
真壁病院	東松島市矢本字鹿石前 109-4	0225-82-7111	① 21,600円	所要時間 60分 (検査 30分程度) 問診票あり MRI の検査 6ミリスライス厚 0.6ミリで撮影 検査日月曜日～金曜日 人間ドックのオプションとして受診した場合、10,800円
			②+ 3,240円	血液流動性検査 (血液サラサラ検査)
			③+ 3,780円	睡眠時無呼吸簡易検査
仙台オープン病院	仙台市宮城野区鶴ヶ谷 5-22-1	022-252-1111	21,600円	所要時間 30分 健診センターで受診 問診票あり 7ミリスライス厚 2ミリで撮影 MRI・MRA の検査 結果通知後、希望者に限り医師の面談あり
JCHO 仙台病院	仙台市青葉区堤町 3-16-1	022-275-3544	25,714円	所要時間 30分 問診票あり MRI・MRA の検査+頸動脈エコー 5.5ミリスライス厚 1.1ミリで撮影
仙台星陵クリニック	仙台市青葉区木町通 2-4-45	022-273-3460	① 21,600円	所要時間約 90分 MR 検査後に医師による画像説明あり 問診票あり 高性能 MR 1.5 テスラ 5ミリスライス厚 2ミリで撮影 MRI・MRA の検査、身体計測、看護師による問診 報告書に画像プリント、脳卒中予防のアドバイスあり (希望者に DVD を 2,160円でご提供しています。) 検査日 (予約制): 午前 月～金 午後 月・水・金
			②+ 3,240円	所要時間約 10分 頸動脈エコー 超音波検査で頸動脈の動脈硬化を調べます
			③+ 2,160円	所要時間約 10分 認知機能検査 (CADI2) iPad を利用し認知機能を確認
仙台東脳神経外科病院	仙台市宮城野区岩切 1-12-1	022-255-7117	20,520円	所要時間 20分 医師の面談なし 問診票あり 6ミリスライス厚 1.5ミリで撮影 MRI・MRA の検査 異常一面談+精査 脳外科医・神経放射線医による二重チェック
画像医学と脳健診療	仙台市泉区泉中央 1-33-1	022-218-3147	① 12,960円	所要時間 20分 所見のある人のみ医師の面談あり (無料) 問診票あり MRI の検査 高性能 1.5 テスラ MR 装置 (2 台並列稼働) 7ミリスライス厚 /1 ミリ間隔にて撮影
			② 16,200円	所要時間 30分 所見のある人のみ医師の面談あり (無料) 問診票あり ①の検査と脳 MRA の検査
			③ 23,760円	所要時間 40分 所見のある人のみ医師の面談あり (無料) 問診票あり ①の検査と頸部 MRA の検査
			④+ 3,240円	①②③各コースの検査に専門医の面談をオプションで追加することができます
宮城病院	亘理郡山元町高瀬字合戦原 100	0223-37-1131	① 21,600円	所要時間 60分 医師の面談あり 問診票あり MRI・MRA の検査 結果報告書、検査画像 CD の交付 毎週水曜日、午後 2 時から予約制
			② 41,200円	所要時間 120分 ①+心電図検査、脈波検査、頸部エコー もの忘れ検査、血液検査
宮城県予防医学協会	仙台市青葉区上杉 1-6-6	022-262-2621	① 16,200円	所要時間 20分 問診票あり 脳 MRI・MRA の検査 高性能 MRI 1.5 テスラ 6ミリスライス厚 1.2ミリで撮影 3方向の断面撮影
			② 21,600円	所要時間 25分 ①+頸部 MRA の検査
宮城県成人病予防協会仙台循環器病センター	仙台市泉区泉中央 1-6-12	022-375-7113	29,160円	脳 MRI・脳 MRA の検査 高性能 1.5 テスラ MR 装置 5ミリスライス厚 1ミリで撮影



## [がん検診] 助成

### ◎検診の種類及び助成対象

- 乳がん検診・子宮がん検診 組合員（任意継続組合員を除く）を対象として助成
- 前立腺がん検診 50歳以上の組合員（任意継続組合員を除く）を対象として助成

### ◎助成金額

- 乳がん検診 2,300円
- 子宮がん検診 3,100円
- 前立腺がん検診 1,000円

ただし、検診費用が上記金額を下回る場合は、実費負担分を助成します。

### ◎助成方法

各所属所の共済事務担当課へ、各種がん検診を受けた方の名前が入った領収書を提出してください。共済事務担当課が確認のうえ共済組合に申請し、所属所を経由し助成します。

## [インフルエンザ予防接種] 助成

### ◎助成対象

組合員及び被扶養者。ただし、任意継続組合員及び65歳以上の者を除く。

### ◎助成金額及び回数

当該年度 一人当たり年1回 1,000円

ただし、接種日において13歳未満の被扶養者については当該年度2回までとし、費用が上記金額を下回る場合は実費負担分を助成します。

### ◎助成対象時期

10月から1月に予防接種を受けた方

### ◎助成方法

各所属所の共済事務担当課へ、予防接種を受けた方の名前が入った領収書を提出してください。共済事務担当課で確認のうえ共済組合に申請し、所属所を経由し助成します。

## [禁煙補助] 助成

禁煙を希望する組合員に対し、公益財団法人日本対がん協会主催の年2回開催される「らくらく禁煙コンテスト」へ参加する費用を助成します。

ご利用方法等は29ページをご覧ください。

## [保養所・宿泊施設] 利用助成

平成29年度も「平日宿泊助成券1,000円（3親等内500円）」を実施します。詳しくは、31ページをご覧ください。

	直営保養施設	委託保養所	全国他組合宿泊施設
助成対象	1 組合員（任意継続組合員含む）及びその被扶養者とその同居の家族 2 上記以外の3親等内家族（親族） ※助成対象1と2では利用券が異なりますので、ご注意ください。	組合員（任意継続組合員含む）及びその被扶養者	組合員（任意継続組合員含む）及びその被扶養者
助成金額・回数	1 宿泊…1泊4,000円 休憩…1回500円 2 宿泊…1泊2,000円 休憩…1回250円 それぞれ回数制限なし	1泊1,500円 年1回	1泊2,000円 年2回
対象施設	松島町 パレス松洲	(別表)	各市町村職員及び都市職員共済組合の運営施設・東京グリーンパレス (別表)
利用方法	年度初めに各組合員へ配布する利用券を持参されるか、同施設内フロントにある利用券に所属所名、組合員証記号番号、氏名等を記入してください。団体の場合は利用者リストをご用意いただくと便利です。	共済事務担当課より交付を受けた助成券をチェックインの際にフロントへ提出し、助成金額を差し引いた利用料金をお支払いください。	共済事務担当課より交付を受けた助成券をチェックインの際にフロントへ提出し、助成金額を差し引いた利用料金をお支払いください。

## [永年勤続退職者パレス松洲平日利用] 助成

定年退職を迎えた組合員に、長期間の地域発展及び住民福祉の増進に対する貢献への感謝・慰労を目的として「永年勤続退職者パレス松洲平日優待券」を発行し、パレス松洲に宿泊した際、1名利用で9,000円、2名利用で18,000円の助成を行うものです。（有効期間は退職後1年間、期間中1回限り助成）

対象者は、平成28年度末定年退職者で、退職日まで引き続き組合員期間が25年以上の組合員となります。

なお、対象者の抽出・発券は本組合で行い、各所属所へ送付します。

## [特定期間宿泊施設] 利用助成

組合員及びその家族の心身の健康保持・増進を目的として、夏休み期間に千葉県市町村職員共済組合宿泊施設「オークラ千葉ホテル」の客室2室を借上げ、1部屋1泊5,000円で提供します。

なお、ご利用方法等の詳しい内容につきましては、26ページをご覧ください。

## 委託保養所一覧

平成29年4月1日現在

施設名	住 所	電 話 番 号
最上屋旅館	白石市福岡蔵本字鎌先 1-35	0224-26-2131
旅館かつらや	白石市小原字湯元 23	0224-29-2121
ホテルいづみや	白石市小原字湯元 9	0224-29-2221
白石温泉薬師の湯	白石市福岡蔵本字薬師堂 28-2	0224-48-4126
さんさ亭	刈田郡蔵王町遠刈田温泉東裏 30	0224-34-2211
かつぱの宿旅館三治郎	刈田郡蔵王町遠刈田温泉本町 3	0224-34-2216
川崎町交流促進センター るぽかわさき	柴田郡川崎町大字今宿字小屋沢山 39	0224-84-6611
国民宿舎 あぶくま荘	伊具郡丸森町字不動 50-5	0224-72-2105
わたり温泉鳥の海	平成 29 年度は宿泊営業を休止しています。	
東京第一ホテル岩沼リゾート	岩沼市北長谷字切通 1-1	0223-24-4455
ホテルニュー水戸屋	仙台市太白区秋保町湯元字薬師 102	022-398-2301
篝火の湯 緑水亭	仙台市太白区秋保町湯元上原 27	022-397-3333
やくらい林泉館・都邑館	加美郡加美町字味ヶ袋葉菜原 1-70	0229-67-3688
源蔵の湯 鳴子観光ホテル	大崎市鳴子温泉字湯元 41	0229-83-2333

施設名	住 所	電 話 番 号
鳴子ホテル	大崎市鳴子温泉字湯元 36	0229-83-2001
ホテル亀屋	大崎市鳴子温泉字車湯 54-6	0229-83-2211
仙庄館	大崎市鳴子温泉字星沼 28-2	0229-87-1234
ホテルオニコウベ	大崎市鳴子温泉鬼首字大清水 26-17	0229-86-2011
玉造荘	大崎市鳴子温泉字川渡 62	0229-84-7330
ハイルザーム栗駒	栗原市栗駒沼倉耕英東 50-1	0228-43-4100
ホテルエボカ	栗原市志波姫新熊谷 279-2	0228-23-8866
花山温泉 湯湯山荘	栗原市花山字本沢湯湯 15-1	0228-56-2040
華夕美	牡鹿郡女川町浦宿浜字天王 130	0225-53-4188
国民宿舎 からくわ荘	気仙沼市唐桑町崎浜 4-1	0226-32-3174
ゆめみの宿 観松館	山形県最上郡最上町大字大堀 987	0233-42-2311
いこいの村岩手	岩手県八幡平市平笠 24-1-4	0195-76-2161
矢びつ温泉 瑞泉閣	岩手県一関市巖美町字下り松 65-2	0191-39-2031
ゆこたんの森	岩手県岩手郡雫石町長山猫沢 3-6	019-693-3600

## 他組合宿泊施設一覧

平成29年4月1日現在

組 合 名	施 設 名	郵便番号	施設所在地	TEL
北海道	ホテルポールスター札幌	〒060-0004	北海道札幌市中央区北4条西6丁目2	011-241-9111
北海道都市	ホテルノースシティ	〒064-8645	北海道札幌市中央区南9条西1丁目	011-512-9748
札幌市	渓流荘	〒061-2303	北海道札幌市南区定山溪温泉西2丁目	011-598-2721
青森県	アップルパレス青森	〒030-0802	青森県青森市本町 5-1-5	017-723-5600
山形県	むつみ荘	〒999-2211	山形県南陽市赤湯字森先 233-1	0238-43-3035
	うしお荘	〒997-1201	山形県鶴岡市湯野浜 1-11-23	0235-75-2715
福島県	ホテル福島グリーンパレス	〒960-8068	福島県福島市太田町 13-53	024-533-1171
茨城県	大洗鷗松亭	〒311-1301	茨城県東茨城郡大洗町磯浜町 8179-5	029-266-1122
埼玉県	アルペンローゼ	〒377-1711	群馬県吾妻郡草津町草津 512-2	(事務局) 048-822-3304 (施設) 0279-88-1300
	オークラ千葉ホテル	〒260-0024	千葉県千葉市中央区中央港 1-13-3	043-248-1111
	黒潮荘	〒296-0004	千葉県鴨川市貝渚 2565	04-7092-2205
東京都	那須の森ヴィレッジ	〒325-0303	栃木県那須郡那須町大字高久乙字遅山 3375-637	0287-78-1636
	ホテル日航立川 東京	〒190-0022	東京都立川市錦町 1-12-1	042-521-1111
神奈川県	シーサイドいづたが	〒413-0101	静岡県熱海市上多賀 12	0120-73-1241
	湯河原温泉ちとせ	〒259-0314	神奈川県足柄下郡湯河原町宮上 281-1	0465-63-0121
山梨県	ホテルやまなみ	〒406-0028	山梨県笛吹市石和町駅前 15番地 1	055-262-5522
新潟県	瀬波はまなす荘	〒958-0037	新潟県村上市瀬波温泉 1-2-17	0254-52-5291
	アクアール長岡	〒940-2147	新潟県長岡市新陽 2-5-1	0258-47-5656
富山県	グリーンビュー立山	〒930-1405	富山県中新川郡立山町千寿ヶ原	076-482-1716
石川県	おびし荘	〒923-0316	石川県小松市井口町ホ 55	0761-65-1831
福井県	越路	〒910-4121	福井県あわら市東温泉 2-201	0776-77-3151
岐阜県	紫雲荘	〒509-2207	岐阜県下呂市湯之島 692	0576-25-2101
愛知県	レイクサイド入鹿	〒484-0024	愛知県犬山市字喜六屋敷 118	0568-67-3811
愛知県都市	シーサイド伊良湖	〒441-3615	愛知県田原市中山町岬 1-43	0531-35-1151
三重県	サンペルラ志摩	〒517-0204	三重県志摩市磯部町の矢 314	0599-57-2130
滋賀県	ホテルピアザびわ湖	〒520-0801	滋賀県大津市におの浜 1-1-20	077-527-6333
	憩いの里湖西	〒520-1121	滋賀県高島市勝野 1533	0740-36-2345
京都府	ホテルセントノーム京都	〒601-8004	京都府京都市南区東九条東山王町 19-1	075-682-8777
大阪府	シティプラザ大阪	〒540-0029	大阪府大阪市中央区本町橋 2-31	06-6947-7702
兵庫県	ひょうご共済会館	〒650-0004	兵庫県神戸市中央区中山手通 4-17-13	078-222-2600
	ゆめ春来	〒669-6821	兵庫県美方郡新温泉町湯 1569-6	0796-99-2211
鳥取県	温泉閣	〒682-0122	鳥取県東伯郡三朝町山田 180	0858-43-0828
島根県	ホテル白鳥	〒690-0852	島根県松江市千鳥町 20	0852-21-6195
岡山県	サン・ピーチ OKAYAMA	〒700-0023	岡山県岡山市北区駅前町 2-3-31	086-225-0631
広島市	コテージ湯の山	〒738-0601	広島市佐伯区湯来町大字和田 128-2	082-504-2062
山口県	防長苑	〒753-0077	山口県山口市熊野町 4-29	083-922-3555
徳島県	ホテル千秋閣	〒770-0847	徳島県徳島市幸町 3-55	088-622-9121
香川県	ホテルマリンパレスさぬき	〒760-0066	香川県高松市福岡町 2-3-4	087-851-6677
愛媛県	えひめ共済会館	〒790-0003	愛媛県松山市三番町 5-13-1	089-945-6311
高知県	高知共済会館 COMMUNITY SQUARE	〒780-0870	高知県高知市本町 5-3-20	088-823-3211
宮崎県	ひまわり荘	〒880-0867	宮崎県宮崎市瀬頭 2-4-5	0985-24-5285
鹿児島県	マリンパレスかごしま	〒890-8527	鹿児島県鹿児島市与次郎 2-8-8	099-253-8822
連合会	東京グリーンパレス	〒102-0084	東京都千代田区二番町 2番地	03-5210-4600

## 【球技大会】

各県大会を以下の日程で開催します。

### ◎第69回宮城県市町村職員野球大会

平成29年 8月19日(土) 涌谷スタジアム  
平成29年 8月26日(土) 涌谷スタジアム  
平成29年 8月27日(日) 涌谷スタジアム

### ◎第58回宮城県市町村職員バレーボール大会

平成29年10月21日(土) 岩沼市総合体育館

### ◎第46回宮城県市町村職員卓球大会

平成29年11月18日(土) 名取市民体育館

## 【健康優良組合員表彰】

平成28年1月～12月の1年間、被扶養者を含めて医療給付を受けることなく過ごされた方で、平成29年7月1日現在まで引き続き組合員(任意継続組合員を除く)である方に、表彰状と記念品を贈呈します。

## 【予防薬・救急薬の配布】

職場用補充薬品等を配布します。

## 【家庭用常備薬品等の特価斡旋】

夏季と冬季の年2回、家庭用常備薬品等の斡旋を行います。

## 【生活支援図書の交付】

### ◎新生活支援

結婚した組合員(任意継続組合員を含む)に新生活を健康に送っていただけるように、新生活支援図書「家族みんなの健康百科」等を贈ります。

### ◎妊娠・育児支援

組合員及び被扶養配偶者が第1子を妊娠又は出産した場合に、妊娠から出産、子育てまで幅広い内容の育児支援図書「すくすく赤ちゃん」と月刊誌「赤ちゃんとママ」を贈ります。(第1子のみ)

## 【メンタルヘルス電話相談】

組合員とその家族の「心の相談」に応じ、ストレスを要因とする病気の一次予防に努めるとともに、適切な相談機関・医療機関を紹介し、健全な心身を維持していく手助けを行います。電話相談は無料、面接相談は1回当たり1,000円の自己負担となります。

### ◎カウンセリング受付時間

月～金曜日 AM9:00～PM9:00

<土曜日 AM10:00～PM6:00>

(日曜日、祝祭日及び1月1日から3日は休みです。)

### ◎フリーダイヤル

0120-16-9164(携帯電話・PHSからもご利用いただけます。)

## 【メンタルヘルス講座講師派遣助成】

各市町村及び一部事務組合が実施主体となって行ったメンタルヘルス講座の講師費用を助成、または講師の派遣を行います。

### ◎助成(派遣)回数

年2回(消防職員、医療職員がいる所属所は年3回)

### ◎助成金額

1回当たり 40,000円を限度とした実額

### ◎講師の派遣

市町村及び一部事務組合において講師の派遣を希望する場合、共済組合が選定し派遣を行う。

### ◎その他

震災関連による職種毎や少人数の研修会及び個別相談等を実施した際の講師費用も対象とし、必要に応じ上記助成回数を拡大しています。

## 【特定健康診査・特定保健指導】

共済組合では、40歳から74歳までの被扶養者・任意継続組合員の方を対象に「特定健康診査受診券」を配付し、特定健康診査を実施しています。毎年、年一回の健診ですので、必ず受診をお願いいたします。

また、組合員(任意継続組合員を含む)及び被扶養者の方の健診結果を階層化し、生活習慣の改善が必要な方へ特定保健指導を実施しています。詳しいご利用方法等は28ページをご覧ください。

## こころの相談ネットワーク

## メンタルヘルス相談

### ◎こころの健康、大事にしていますか？ ひとりで悩まず、まず相談を

☎ 0120-16-9164

携帯電話からも  
無料でかけられます

組合員とご家族で  
ご利用いただけます。

ご相談はまず上記のフリーダイヤルへお電話ください。

受付時間 平日 9:00～21:00 土曜日 10:00～18:00(日・祝日、1/1～3は休み)



共済組合ホームページ上からも「健康・こころのオンライン」にアクセスできます。

### 今すぐ相談したいときに

相談内容をお話してください。  
臨床心理士、精神保健福祉士等の専門職がお答えします。  
電話相談は、無料です。

### 直接会って相談したいときに

ご相談内容に応じて、精神科医等の専門職との面接相談をご案内します。  
面接相談は、1回当たり1,000円です。

### 直接は相談しづらいときに

直接相談しづらい、うまく話せないときにはweb相談をご利用ください。  
相談料は無料です。  
ログインID: kyosai-miyagi

いずれの相談でもプライバシーは厳守されます。ご相談内容が他に知られることはありませんので、安心してご利用ください。



貸付事業は、組合員の皆様が住宅の新築費用やご家族の入修学費用等の資金を必要とするときにご利用いただく事業です。貸付申込みされる際は、無理のない資金計画をたてて毎月末日までに所定の申込書により所属所長の承認を得たうえで申し込みください。貸付金は申込みの翌月に審査決定、送金します。

なお、「給料月額に対する毎月の償還額の割合」及び「年収額に対する年間の償還額の割合」が、30%を超える場合には貸付を受けられませんので、ご注意ください。

普通、特別、高額医療、出産貸付

借受資格：組合員となった日から

種別	借入事由	貸付金額と最高限度額	貸付申込書類	貸付金の償還方法及び申込受付期間等
普通貸付	組合員が臨時に資金を必要とするとき ●住宅関連環境整備(物置・車庫・塀等工事) ●墓地・墓石購入 ●旅行費用 ●組合員のスクーリング費用	●給料月額6か月以内の額(1万円単位) ●最高限度額 200万円 ●普通貸付は1人1件までの貸付となります。	●普通貸付申込書 ●見積書(原本)等、その他費用が確認できる書類 ●借受後、支払いが済み次第、領収書の原本を提出	～貸付金の償還方法～ 1 2つの方法から選択できます。 ①毎月償還 ②ボーナス併用償還(貸付金額50万円以上からご利用できます。)
医療	組合員又はその被扶養者の療養に係る資金を必要とするとき ●組合員証が適用にならない診療費用 ●高額療養費の対象となる医療費は除きます。	●1つの貸付事由ごとに給料月額の6か月以内の額(1万円単位) ●最高限度額 100万円	●医療貸付申込書 ●医師の診断書 ●予想療養費見積書(原本)、もしくは費用の内訳書または領収書	2 貸付金の送金を受けた翌月から毎月元利均等償還となります。
入学	組合員又はその被扶養者が学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校(後期課程に限る)、高等専門学校、短期大学、大学、大学院、専修学校、各種学校又はこれらに準ずるものとして、理事長が定める要件に該当する外国の教育機関への入学に係る資金を必要とするとき ※被扶養者でない子を含みます。	●1つの貸付事由ごとに給料月額の6か月以内の額(1万円単位) ●最高限度額 200万円	●入学貸付申込書 ●入学許可書(写)又は合格通知書(写) ●入学に伴う諸経費等の明細がわかる書類 ・入学案内書等(入学金及び授業料が確認できるもの) ・賃貸契約書(写)等(入学に伴いアパート等を借受けて居住する場合) ●和訳した入学証明書(外国の教育機関の場合)	3 入学、修学貸付は修業年限を限度に元金の償還を据置くことができます。 ①大学院の場合は、償還据置ができません。 ②据置期間中は利息をお支払いいただきます。 ③お申し出により据置期間を解除することもできます。
特別貸付	修学	●貸付対象者1人につき1学年ごとに最高180万円 ●貸付対象者1人につき年1回、同一年度中の追加貸付はできません。 ●必要とする金額に応じて次の5つの金額から選択できます。 年額 60万円、84万円、120万円、144万円、180万円	●修学貸付申込書 ●在学証明書(原本) 修学初年度の場合は、入学許可証(写)又は合格通知書(写)で代用できます。 ●修学に伴う諸経費等の明細がわかる書類 ・授業料等が確認できるもの ・賃貸契約書(写)等(修学に伴いアパート等を借受けて居住する場合) ●和訳した在学証明書(外国の教育機関の場合)	～申込書の受付期間等～ 1 申込書の受付期間 (1)通年。ただし、入学、修学貸付は受付期間が限定されております。 (2)入学、修学貸付の受付期間 ①入学貸付(一般入学等)、修学貸付 ・毎年2月～4月末 ・推薦入学等の入学貸付は毎年10月から受付開始しております。 ②受付期間外のお申込みによる貸付はいたしません。 ③外国の教育機関にかかる入学・修学貸付は、期間を限定せず通年受付します。 2 申込書の提出期限：毎月末日共済組合必着 3 貸付金の送金日：申込書提出月の翌月末日
結婚	組合員又はその被扶養者、被扶養者でない子、孫、兄弟姉妹の婚姻に係る資金を必要とするとき	●1つの貸付事由ごとに給料月額の6か月以内の額(1万円単位) ●最高限度額 200万円	●結婚貸付申込書 ●費用の見積書(組合員側が負担する分) ●結婚証明書または披露要案内状(招待状)の(写)	
葬祭	組合員の配偶者、子、父母、兄弟姉妹、配偶者の父母の葬祭に係る資金を必要とするとき	●1つの貸付事由ごとに給料月額の6か月以内の額(1万円単位) ●最高限度額 200万円 ●被扶養者の方を埋葬する場合、家族埋葬料及び家族埋葬料附加金が支給されますので、貸付する金額は、見積書から家族埋葬料等の支払額を差し引いた残りの金額となります。	●葬祭貸付申込書 ●埋(火)葬許可証の(写) ●埋(火)葬費用の見積書	
高額医療貸付	組合員(任意継続組合員を含む)及びその被扶養者の高額医療費資金を必要とするとき ※「限度額適用認定証」の交付を受けている方は貸付対象となりません。	●高額療養費相当額(1万円単位)	●高額医療貸付申込書 ●医療機関の発行する請求書または領収書	●高額療養費と高額医療貸付金を相殺して償還することになります。 ●高額療養費が高額医療貸付金を下回る場合は、差額を償還することになります。 ●貸付の申込み及び送金は随時受付送金します。
出産貸付	組合員(任意継続組合員を含む)及びその被扶養者の出産費等の資金を必要とするとき ※直接支払制度または受取代理制度を利用される方は貸付対象となりません。	●出産費又は家族出産費相当額(1万円単位) 上限額 42万円 ※産科医療補償制度に未加入の医療機関等での出産等の場合の上限額は40万円 ●多胎出産(妊娠)の場合は、上記の額にその人数を掛けた金額	●出産予定日まで2月以内(多胎妊娠の場合は4月以内)の組合員又は被扶養者を有する組合員の場合 ・母子健康手帳の(写) ●妊娠4月以上の組合員又は被扶養者を有する組合員が医療機関に一時的な支払いが必要となった場合 ・母子健康手帳の(写) ・医療機関等からの、請求書又は領収書	●出産費又は家族出産費と出産貸付金を相殺して償還することになります。 ●出産費又は家族出産費が出産貸付金を下回る場合は、差額を償還することになります。 ●貸付の申込み及び送金は随時受付送金します。

- 高額医療貸付、出産貸付を除く、すべての貸付種別について借入状況等申告書と給料月額が分かる書類の写しの提出が必要です。
- 他の金融機関等からの借入れがある場合は、月々の償還額等がわかる書類の提出が必要です。
- 被扶養者とは、共済組合の被扶養者として、認定を受けている方になります。
- 被扶養者でない子等の場合は、戸籍抄本又は住民票(貸付申込みする組合員との続柄が確認できる住民票)の提出が必要です。
- 団体信用生命保険に加入する場合は加入申込書の提出が必要です。

住宅、在宅介護対応住宅、災害貸付、特例災害貸付

借受資格：住宅貸付は組合員期間1年以上となった日から  
災害貸付は組合員となった日から

種別	借入事由	貸付の基準と最高限度額	在職期間に対する貸付最低保障額	貸付額の単位償還方法																												
住宅貸付	組合員自身が居住する目的のため、以下の理由で資金を必要とするとき (1) 自宅の新築・増築・改築・修理資金 (2) 住宅の購入資金 (3) 敷地の購入資金 ○貸付対象面積495㎡(150坪)以内 ○5年以内に住宅の建築に着手のこと 注1 居住しなくなった場合は、全額償還の対象となることもあります。 注2 当該貸付に係る不動産については、売却・譲渡・貸付け等できません	○給料月額に次表の組合員期間の区分に応じた月数に乗じた金額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>組合員期間</th> <th>月数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1年以上 6年未満</td><td>7月</td></tr> <tr><td>6年以上 11年未満</td><td>15月</td></tr> <tr><td>11年以上 16年未満</td><td>22月</td></tr> <tr><td>16年以上 20年未満</td><td>28月</td></tr> <tr><td>20年以上 25年未満</td><td>43月</td></tr> <tr><td>25年以上 30年未満</td><td>60月</td></tr> <tr><td>30年以上</td><td>69月</td></tr> </tbody> </table> ○最高限度額1,800万円 ○住宅に係る貸付は1人2件までの貸付となります。	組合員期間	月数	1年以上 6年未満	7月	6年以上 11年未満	15月	11年以上 16年未満	22月	16年以上 20年未満	28月	20年以上 25年未満	43月	25年以上 30年未満	60月	30年以上	69月	<table border="1"> <thead> <tr> <th>組合員期間</th> <th>最低保障額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>3年未満</td><td>100万円</td></tr> <tr><td>3年以上 ～ 7年未満</td><td>400万円</td></tr> <tr><td>7年以上 ～ 12年未満</td><td>700万円</td></tr> <tr><td>12年以上 ～ 17年未満</td><td>900万円</td></tr> <tr><td>17年以上</td><td>1,100万円</td></tr> </tbody> </table> ○夫婦で組合員の方が同一の住宅に対して共に、最低保障額で住宅貸付を申し込みする場合の貸付可能額は、夫婦合算して最高限度額の1,800万円となります。	組合員期間	最低保障額	3年未満	100万円	3年以上 ～ 7年未満	400万円	7年以上 ～ 12年未満	700万円	12年以上 ～ 17年未満	900万円	17年以上	1,100万円	～貸付額の単位～ 10万円 ※貸付額80万円までは、5万円単位  ～償還方法～ 次の2つの方法から選択できます。 ○毎月償還 ○ボーナス併用償還 ※貸付金額100万円以上から利用可能。
組合員期間	月数																															
1年以上 6年未満	7月																															
6年以上 11年未満	15月																															
11年以上 16年未満	22月																															
16年以上 20年未満	28月																															
20年以上 25年未満	43月																															
25年以上 30年未満	60月																															
30年以上	69月																															
組合員期間	最低保障額																															
3年未満	100万円																															
3年以上 ～ 7年未満	400万円																															
7年以上 ～ 12年未満	700万円																															
12年以上 ～ 17年未満	900万円																															
17年以上	1,100万円																															
在宅介護対応住宅	要介護者に配慮した構造を有する住宅工事又は購入に資金を必要とするとき	○最高限度額300万円。上記金額と別枠で貸付します。																														
災害貸付	風水震災火災等の災害復旧に資金を必要とするとき ○その他、住宅貸付同様	○災害家財は給与月額6ヵ月以内の額 ○災害家財の最高限度額は200万円 ○災害住宅は住宅貸付同様 ○再貸付の場合は、最高限度額1,900万円 ○激甚災害時は希望により3年間元金据置可能	○災害住宅は住宅貸付同様 ○再貸付の場合、住宅貸付の最低保障額にそれぞれ50万円を加算																													
東日本大震災に伴う特例災害貸付	東日本大震災による災害復旧に資金を必要とするとき ○その他、住宅貸付同様	○住宅貸付同様 ○再貸付の場合は、最高限度額1,900万円 ○希望により5年間元金据置可能	○住宅貸付同様 ○再貸付の場合、住宅貸付の最低保障額にそれぞれ50万円を加算																													

# 住宅、災害、特例災害、在宅介護対応住宅貸付申込書類一覧表

- すべての申込事由について借入状況等申告書と給料月額が分かる書類の写しが必要です。
- 在宅介護対応住宅貸付を単独で申込みされる場合は、申込事由に応じた△の書類が必要となります。
- この表に記載した申込書類の他に、必要に応じて関係書類を提出していただく場合があります。

申込書類	申込事由								備考
	新築	増改築	増改築10m未満	修理	住宅購入	敷地購入	在宅介護	家財	
建築確認済証（写）、確認申請書第1面から第5面まで（写）	○	○					△		
工事請負契約書（写）	○	○	○				△		
施工者の工事見積書（写）	○	○	○				△		
平面図、配置図、案内図	○				○		△		
増改築・修理前後の平面図、配置図、案内図		○	○				△		
住宅建築に関する地主の承諾書、地主の印鑑証明書	○	○	○	○			△		借地の場合、必要となります。
借家賃貸契約書（写）または証明書	○	○	○	○	○		△		現に居住している住居がアパート等の場合必要となります。
世帯全員分の住民票	○	○	○	○	○		△		
工事内容書（旧・新を具体的に）		○	○				△		
売買契約書（写）					○	○	△		
登記事項の全部の証明書					○	○			敷地購入の場合、売主名義のものが必要となります。
地積測量図						○			
公図						○			
農地転用許可書（写）						○			購入地が農地の場合、必要となります。
保留地証明書（写）、保留地売却決定通知書（写）、仮換地指定通知書（写）等						○			購入地が保留地または仮換地の場合、必要となります。
住宅建築計画書						○			敷地のみ購入の場合、必要となります。
在宅介護部分の見積書（写）							○		在宅介護対応住宅の貸付を申込みする場合、必要となります。
申立書							○		
在宅介護部分を朱書きした平面図							○		
消防署長（市町村長）の、り災証明書または事故証明書	○	○	○	○	○			○	災害貸付の申込みをする場合、必要となります。
損害時の現場写真	○	○	○	○	○			○	
家財の見積書（原本）等、その他費用が確認できる書類								○	

## 1 貸付利率

共済組合の貸付利率は、国の財政融資資金利率を基準に設定されており、財政融資資金利率が一定の率を上回る場合、財政融資資金利率の金利に応じた変動利率により、貸付利率が設定されることとなります。なお、現在の利率については、財政融資資金利率が2.4%以下となっていますので、下表のとおりです。

【平成27年10月1日から】

利率区分 貸付種類	財政融資資金利率		
	特例期間		通常期間
	2.4%以下	2.4%を超え4.2%未満	4.2%以上
普通・特別・住宅貸付	2.66%	財政融資資金利率+0.26%	4.46%
災害貸付	2.22%	(財政融資資金利率+0.26) × 10 ÷ 12 (小数点以下第2位未満四捨五入)	3.72%
在宅介護対応住宅貸付	2.40%	財政融資資金利率	4.20%

※東日本大震災に伴う特例災害貸付の利率は、災害貸付に係る利率から年1.0%を減じた利率です。

## 2 2つ以上の貸付申込み及びその限度額

貸付金の申込みをするとき、その種類によっては、既貸付分を含め2つ以上の貸付の申込みができます。この場合の貸付金の限度額は、次表のとおりです。

貸付の種類	限度額
普通貸付 + 住宅貸付	住宅貸付の限度額
普通貸付 + 災害住宅貸付	災害住宅貸付の限度額
普通貸付 + 災害再貸付	災害再貸付の限度額
普通貸付 + 特別貸付	住宅貸付の限度額
特別貸付 + 住宅貸付	一つの特別貸付の限度額 + 住宅貸付の限度額
特別貸付 + 災害住宅貸付	一つの特別貸付の限度額 + 災害住宅貸付の限度額
特別貸付 + 災害再貸付	一つの特別貸付の限度額 + 災害再貸付の限度額
住宅貸付 + 住宅貸付	住宅貸付の限度額
住宅貸付 + 災害再貸付	災害再貸付の限度額
災害家財貸付 + 災害住宅貸付	災害住宅貸付の限度額

### 3 借入状況等申告書について

- (1) 高額医療貸付及び出産貸付を除く全ての貸付申込み時に提出が必要です。
- (2) 借入状況等申告書には、申込日現在における他の金融機関や共済組合からの既借入れ分及び新規借入れ分すべて記入します。
- (3) 元金償還据置中の借入れ分は、元利金償還開始時の償還額を記入します。
- (4) 共済組合からの借入れ分には、物資立替償還金も含まれます。
- (5) 他の金融機関からの借入れがある場合は、月々の返済額が確認できる書類も提出してください。

### 4 貸付金の繰上償還（一部繰上、全部繰上）

希望により、未償還元金の全部又は一部を随時繰り上げて償還できます。

ただし、入学・修学貸付のうち元金の償還を据置きしているときには、全部の償還のみできます。

### 5 育児休業者・介護休業者にかかる償還猶予

貸付を受けている方が、次の法律の規定により、育児休業（部分休業は除く）または介護休業を取得するとき、その休業期間中の償還を猶予できます。希望する場合は、償還猶予希望申出書等を提出してください。

- 「育児・介護休業法第2条第1号」もしくは「地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項」
- 「育児・介護休業法第11条第1項」

### 6 退職及び異動する方の取扱い

#### (1) 退職の場合の償還方法

退職の時点で、貸付金及び物資立替金の未償還残高がある場合は、退職手当金からの控除により全額償還していただきます。

また、退職手当金から控除しても未償還残高がある場合には、共済組合から各個人の自宅へ直接、振込依頼書を郵送しますので、金融機関からのお振込みによる方法で償還してください。

なお、再任用職員として組合員資格を継続する場合であっても、現職を退職して退職手当金が支給される際に控除により全額償還していただけます。

#### (2) 他の共済組合に転出する方の場合

他の共済組合へ転出する方は資格喪失となりますので、貸付金の未償還残高がある方は全額償還となります。償還方法は、共済組合から各個人の自宅へ直接、振込依頼書を郵送しますので、金融機関からのお振込みによる方法で償還していただけます。

なお、転出先の共済組合で貸付金の借替えを行う方で、そのお手続きに「貸付金残高証明書」が必要な場合は、共済事務担当課にお申し出ください。担当課経由で証明書発行依頼書の送付を受け次第、発行いたします。

#### (3) 他の共済組合から転入する方の場合

- ① 貸付金の借替えが必要な方は、前の共済組合が発行する残高証明書が必要となります。
- ② 貸付金の借替えの際は、それぞれの共済組合で貸付金額の単位が異なることから、貸付金額の端数整理があります。各貸付種別の単位未満の金額については貸付できませんので、ご注意ください。

### 7 高額医療貸付及び出産貸付

高額医療貸付及び出産貸付については、申込書が届き次第、随時審査、決定及び送金します。ただし、次の制度を利用される方は貸付対象となりません。

- 高額医療貸付：「限度額適用認定証」の交付を受けている方

- 出産貸付：出産費・家族出産費の「直接支払制度」または「受取代理制度」を利用される方

### 8 団体信用生命保険事業

この事業は、全国市町村職員共済組合連合会で行なっている共済組合の組合員を対象とした団体信用生命保険です。この事業には次の2種類があります。

#### (1) 団体信用生命保険（だんしん）

組合員が貸付金の償還中に万一死亡または高度障害状態となった場合、保険金で貸付金残高を返済し、退職手当をご本人及びその家族のために確保する保険制度です。

#### (2) 債務返済支援保険

団体信用生命保険に加入する組合員が、病気や障害などにより就業不能となった場合、月々の返済金相当額を保障する保険制度です。

### 9 借受け後の提出書類

#### (1) 「借用証書」と「印鑑証明書」

貸付を受けた方は、貸付決定通知書を受領後、7日以内に借用証書及び印鑑証明書を提出してください。

#### (2) 「完了報告書」

住宅、災害、特例災害、在宅介護対応住宅貸付を受けた方は、建築、工事、購入完了後、完了報告書等の提出が義務付けられております。提出書類は「借受け後の提出書類一覧表」のとおりとなります。提出期限は、貸付決定通知書を受領後1年以内となっております。

なお、未提出の場合は、全額償還を請求する場合がありますので、ご注意ください。

また、他の共済組合から転入し、貸付金の借替えをした方は提出の必要はありません。

#### (3) 所有権保存登記後の、「登記事項の全部の証明書」 「借受け後の提出書類一覧表」

貸付種別等		提出書類
普通貸付、特別貸付、 災害家財貸付 高額医療貸付、出産貸付		●上記(1)の書類 ※普通貸付は借受後、支払いが済み次第、領収書(原本)を提出してください。
住宅貸付 災害住宅(再)貸付 特例災害(再)貸付	新築・増築 改築・修理	●上記(1)～(3)の書類 ●「住民票」の原本(申込時同居予定家族全員分)
	10㎡未満の 増改築、修理	●上記(1)～(2)の書類 ●工事該当部分前後の写真
	住宅または 敷地の購入	●上記(1)～(3)の書類 ●「住民票」の原本(申込時同居予定家族全員分) ※敷地購入で貸付を受けた方は、新築住宅へ居住後に「住民票」を提出してください。
在宅介護対応住宅加算		●上記(1)～(2)の書類 ●在宅介護対応部分の写真 ●「住民票」の原本(申込時同居予定家族全員分) ※「住民票」は、在宅介護対応住宅加算貸付を単独で借受けた場合提出していただけます。

### 10 抵当権の取扱いについて

平成26年度以降に行う貸付については抵当権の設定を求めず、平成25年度以前に行った貸付についても抵当権の設定を要しないこととなりました。

現に設定されている抵当権については、希望により全額償還前であっても抹消することができます。希望される場合は各所属所の共済事務担当課を通じて申出書を提出してください。また、これまで通り全額償還後に抹消する場合は、借用証書と一緒に自動的に解除に係る書類等発行します。



この事業は、組合員の皆様が日常生活に必要な物資を共済組合が指定する販売店（指定店）から店頭・巡回又は通信販売等により物品等を購入したとき、その購入代金を共済組合が立て替えてお支払いする事業です。

ご利用された組合員の方には、毎月の給料等からの天引きにより立替金を償還（返済）していただきます。

### 1 利用資格

組合員の資格を取得した日から利用できます。

### 2 指定店と販売品目

(1) 利用できる指定店

別冊『物資指定店のご案内』に掲載の販売店・営業所等をご利用ください。

(2) 販売品目

指定店が取り扱う販売品目は、次のとおりです。

ア 一般物資 家庭電化製品、寝具等、衣料品、時計・貴金属類、タイヤ、自動二輪車（オートバイ）等々。

イ 自動車物資 普通自動車、軽自動車（自動二輪車を除きます。）

### 3 利用方法

(1) 所属所の共済事務担当課から、共済事務担当の方の確認と所属所長の承認を得て、購入品目に合う購入票を受け取ってください。

ア 一般物資を購入するとき 一般物資購入票

イ 自動車を購入するとき 自動車購入票

(2) 利用する指定店に対して、事前に共済物資事業を利用する旨を伝え、所定事項を記入・押印した購入票を、購入時又は契約時にお渡しください。

### 4 立替金額と限度額

(1) 一般物資 最低額 1万円、千円単位で最高 80万円。

(2) 自動車物資 最低額 10万円、5万円単位で最高 300万円。

(3) 一般物資と自動車物資の併用 合計で最高 300万円。

※ 千円未満又は 5万円未満の金額については、購入時又は契約時に指定店に直接お支払いください。

### 5 立替金の償還

(1) 一般物資の償還

ア 定例償還（毎月）

購入した月の翌々月から最高 24 か月以内に償還していただきます。

1 回の償還金額は、3 千円以上千円単位で設定し、同じ額を毎月償還していただきます。（同じ償還金額にできない場合は、初回の償還金額で調整することになります。）  
なお、ボーナス償還も併用できます。

イ ボーナス償還（6月、12月）

ボーナス月の償還金額を、定例償還額の設定とは別に 1 回 1 万円以上（千円単位）で回ごとに設定し、償還することができます。ただし、毎月の償還額がなくボーナス月のみで償還することはできません。

ウ 償還金額を設定するときは、定例償還及びボーナス償還あわせて立替金額の 2 分の 1 の額が、最初の 12 か月以内に償還となるよう設定してください。

(2) 自動車物資の償還

購入した月の翌々月から最高 84 か月以内で、償還していただきます。償還方法は、次の 3 通りのなかからいずれかを選択してください。なお、償還回数と 1 回あたりの償還金額は、償還方法にあわせて決められていますので、利用者がご自身で設定することはできません。

① 月賦償還（給料からの償還）

② 3 倍型ボーナス併用償還

③ 5 倍型ボーナス併用償還

(3) 繰上償還

一般物資、自動車物資ともに繰上償還ができます。ただし、一般物資では全額繰上償還のみ可能です。自動車物資は、全額繰上償還のほか返済希望額に合わせた額の一部繰上償還ができます。

### 6 手数料

(1) 一般物資の手数料

受託商品手数料（指定店負担）

立替金額（販売代金）の 5.0%

(2) 自動車物資の手数料

ア 立替手数料（組合員負担）

立替金残高に対し、年利率 2.4% を乗じた額

イ あっ旋手数料（指定店負担）

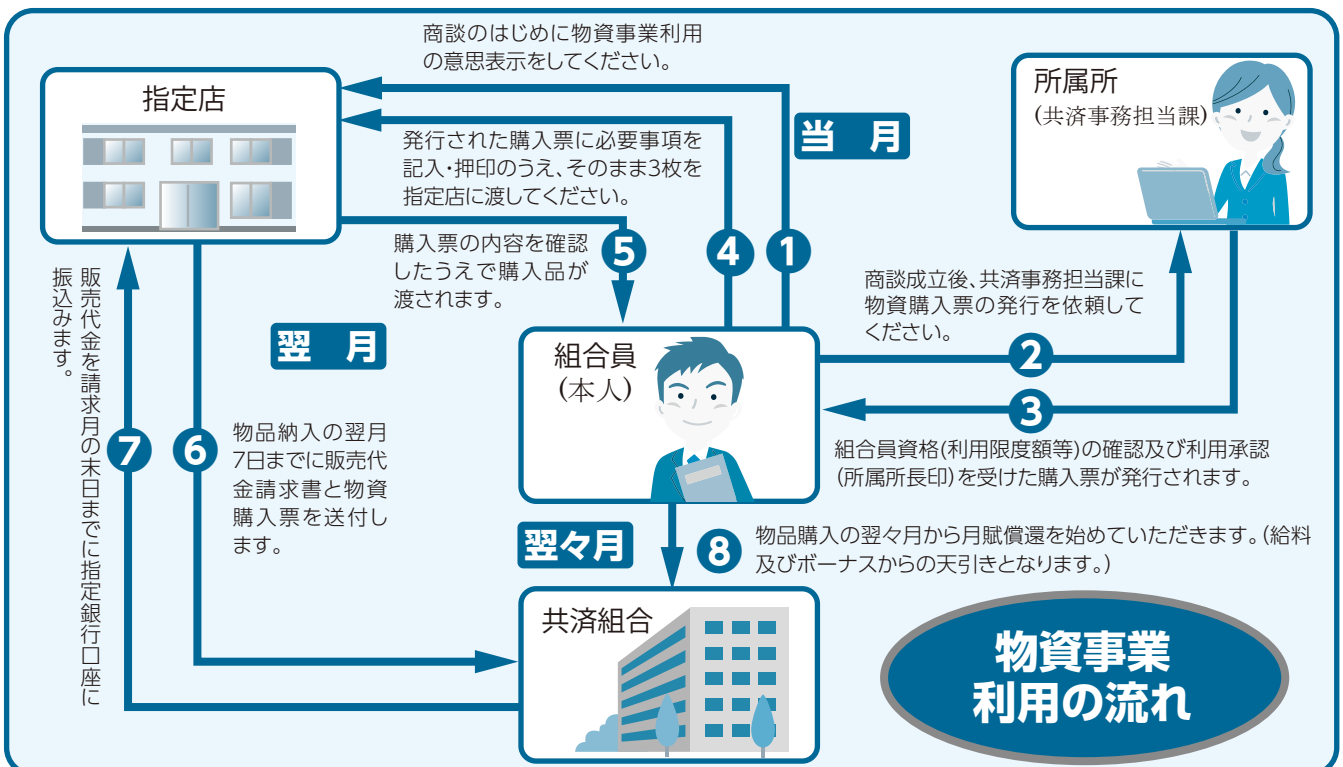
普通自動車 1 台につき 7,500 円

軽自動車 1 台につき 2,500 円

### 7 利用上の注意

(1) 購入票の物資代金立替利用額の訂正は、無効です。再発行を受けてください。

(2) 購入票の記入・押印漏れがないように、提出前によく確認をお願いします。



貯金事業は、組合員の皆様からお預かりした大切な資金を安全かつ効率的に運用し、その運用益を市中金利よりも有利な利率で還元することで、組合員の皆様の資産形成・生活設計にお役立ていただくことを目的とした事業です。

## 1 貯金の種類と積立方法

(1) 貯金の種類は、積立貯金です。

(2) 積立方法は、以下の3種類です。

- ① 定例積立…毎月の給与から天引きして預け入れ
- ② 賞与積立…6月、12月の賞与から天引きして預け入れ
- ③ 臨時積立…資金に余裕ができたとき臨時に預け入れ

※ いずれも1回の積立金額は、1,000円以上500円単位です。

## 2 加入と脱退

(1) 加入資格

- 組合員
- 任意継続組合員（ただし、退職時に貯金事業に加入していた方のみ継続可能です。なお、払戻しはできません。）

(2) 新規加入の手続きについて

「貯金加入申込書兼受取口座届書」を所属所の共済事務担当課を通じて提出してください。

(3) 脱退（解約）

- ① 口座を閉鎖し全額払戻しをしたとき
- ② 退職及び他共済組合への異動等により組合員の資格を喪失したとき  
(任意継続組合員の方はその資格を喪失したとき)

(4) 脱退（解約）の手続きについて

「貯金払戻請求書」を所属所の共済事務担当課を通じて提出してください。

※ 請求事由欄の【解約】及び【口座を閉鎖し全額払戻】または【退職による全額払戻】のどちらかにし点をつけ、払戻金額欄は空欄のまま提出してください。

## 3 貯金の利率

利率は、年 1.0% です。（平成 29 年 4 月 1 日現在）  
なお、金利の変動により利率を改定する場合があります。

## 4 平成29年度組合員貯金締切日及び払戻日

	第1回		第2回		第3回	
	締切日	払戻日	締切日	払戻日	締切日	払戻日
平成29年4月	4/4(火)	4/12(水)	4/12(水)	4/20(木)	4/20(木)	4/28(金)
5月	5/1(月)	5/12(金)	5/11(木)	5/19(金)	5/23(火)	5/31(水)
6月	6/1(木)	6/9(金)	6/12(月)	6/20(火)	6/22(木)	6/30(金)
7月	7/3(月)	7/11(火)	7/11(火)	7/20(木)	7/21(金)	7/31(月)
8月	8/2(水)	8/10(木)	8/9(水)	8/18(金)	8/23(水)	8/31(木)
9月	9/1(金)	9/11(月)	9/11(月)	9/20(水)	9/21(木)	9/29(金)
10月	10/2(月)	10/11(水)	10/12(木)	10/20(金)	10/23(月)	10/31(火)
11月	11/1(水)	11/10(金)	11/10(金)	11/20(月)	11/21(火)	11/30(木)
12月	12/1(金)	12/11(月)	12/12(火)	12/20(水)	12/19(火)	12/27(水)
平成30年1月	1/4(木)	1/15(月)	1/12(金)	1/22(月)	1/23(火)	1/31(水)
2月	2/1(木)	2/9(金)	2/9(金)	2/20(火)	2/20(火)	2/28(水)
3月	3/1(木)	3/9(金)	3/12(月)	3/20(火)	3/20(火)	3/29(木)

※ 「貯金払戻請求書」の受け付けは、各締切日の午前中までに共済組合へ原本が届いたものに限ります。所属所で締切日を設定している場合もありますのでご注意ください。

## 5 貯金払戻受取口座取扱金融機関

次の金融機関本・支店の普通預金口座を指定してください。

- 七十七銀行      ○仙台銀行
- 東北労働金庫    ○農業協同組合

## 6 諸変更の手続き

(1) 積立額の変更（中断・復活を含む）

「貯金変更届書」を変更希望月の前月20日までに所属所の共済事務担当課を通じて提出してください。

(2) 受取口座等の変更

「貯金加入申込書兼受取口座変更届書」の届出事由に【口座変更】、【氏名変更】、【口座変更及び氏名変更】または【届出印変更】と記入のうえ所属所の共済事務担当課を通じて提出してください。（随時受付）

※ 払戻しと同時に受取口座を変更する方は、「貯金払戻請求書」とあわせて提出してください。

## 7 利息の計算と組入れ

利息は、年複利で日割計算し、毎年1回、3月31日に元金に組み入れます。

また、年2回、「組合員貯金残高通知書」（9月末残高、3月末残高）を所属所の共済事務担当課経由で送付いたしますので、入払情報や受取口座、残高をご確認ください。

## 8 税の取扱いとマル優制度について

共済貯金の利息は、利子所得のため、源泉分離課税の対象になります。原則として支払利息（利子所得）額に一律 20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、住民税 5%）の税率を乗じた金額が源泉徴収税額となり、利息支払い時に控除し納税します。

ただし、少額貯蓄非課税制度（マル優制度）に該当する有資格者（身体障害者手帳の交付を受けている方や遺族年金の受給者等）については、「非課税貯蓄申告書」等、必要書類を共済組合経由で税務署長へ提出した場合に限り、非課税貯蓄の適用を受けることができ、貯蓄額 350 万円までの利息が非課税となります。（他の金融機関に申告をしている場合は、合算額で貯蓄額 350 万円までとなります。）

※ 有資格者等、詳細につきましては共済組合ホームページでご確認いただけます。



夏休みは

「わくわくサマープラン」でリフレッシュ!

平成28年度は35日間70室の借上げに対し62室151名利用で利用率は89%でした。



夏休み期間7月22日(土)から8月26日(土)の間、千葉県市町村職員共済組合宿泊施設「オークラ千葉ホテル」を1泊1部屋5,000円で宿泊できるプランが今年もはじまります! 1部屋5,000円ですから、2人で泊まると1人あたり2,500円、3人で泊まると1人あたり1,700円程でとってもリーズナブル!

「オークラ千葉ホテル」は、人気スポット「東京ディズニーリゾート」まで車で1時間、人気のショッピングスポットが集まる海浜幕張へは電車で10分、とても便利なホテルです。特に、小さいお子さん連れのパパ・ママにとって、ぐずった時やお昼寝タイムは車が必需品。そんな家族旅行にオススメです(ホテル駐車場は無料です)。

ご用意したお部屋は、最大3名様ご利用可能な「スーペリアツイン」2室となります(3名様ご利用の場合は補助ベッドをご用意します)。未就学児の添い寝もOKです。ご予約は先着順となりますのでお早めのご予約をおすすめします。また、ホテル宿泊では嬉しい温浴施設「スパ・スカイビュー」も利用可能。からだをいっぱい伸ばして疲れをおとりください。

さらに、ご希望の方は別料金で、朝食が通常2,376円のところ1,500円でご利用できて大変お得(朝食以外の館内でのご飲食も通常料金から20%割引)。

ぜひ、今年の夏休みは「わくわくサマープラン」でご家族やご友人と楽しいひとときを過ごしてみませんか?

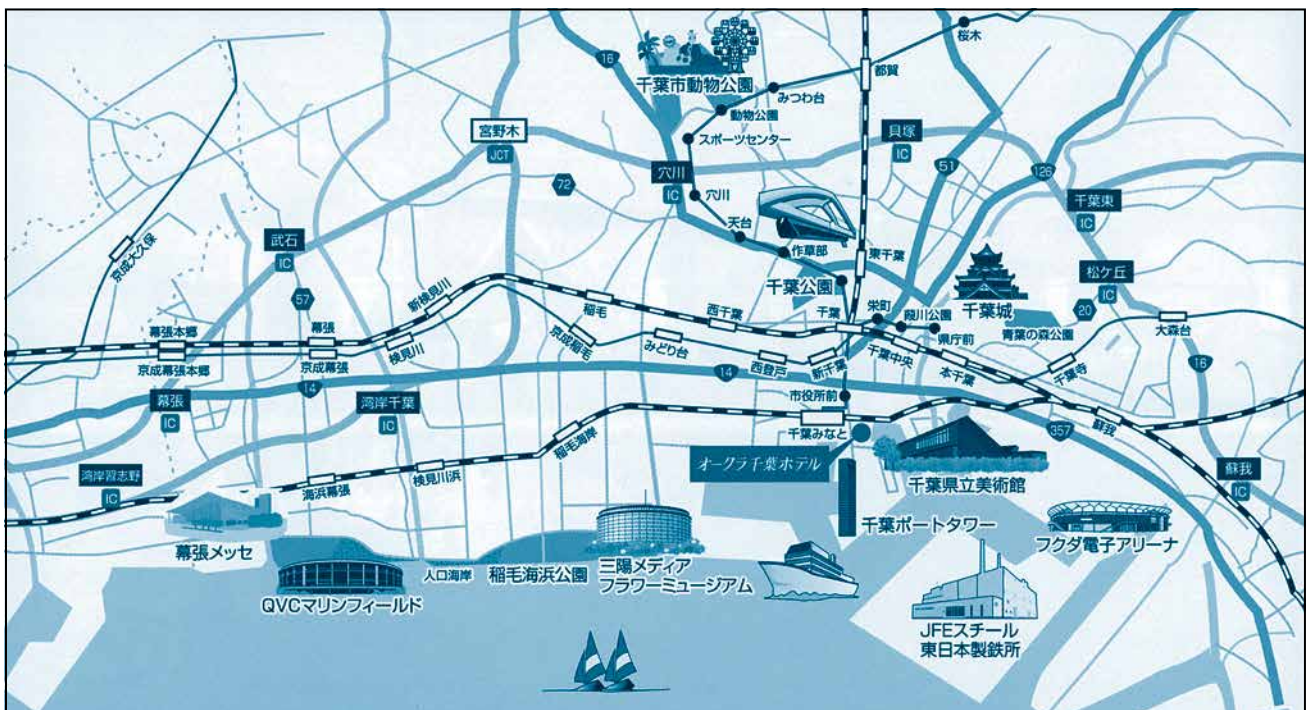
## 予約方法

- ① 予約の際には、ご自分の組合員証(保険証)をご準備ください。
- ② 直接「オークラ千葉ホテル」043-248-1111へお電話で
- ③ 「わくわくサマープラン」での申込とお伝えください。

その後、組合員証表面の保険者番号と記号・番号をお伝えのうえ、お申込みください。  
※このプランは「宿泊施設利用助成券」と併用できません。



この事業は、組合員及びその家族の心身の健康保持・増進対策を目的としております。利用できる方は、組合員とその家族及びその同行者となります。



### 電車

- JR京葉線 千葉みなと駅下車 徒歩5分
- 東京駅からJR京葉線で約50分
- 舞浜駅からJR京葉線で約30分

### 高速 出入り口

- 東関東自動車道 湾岸習志野ICより約15分
- 京葉道路 穴川ICより約20分





心地よく流れる時間を、すべてのお客様のために・・・優雅で充実したひとときを、心ゆくまでご堪能ください。



ゲストルーム



レストラン「セブンス」

### ウィークエンド&ホリデー ランチバイキング

土・日・祝日限定（年末年始・GWを除く）

和洋中の豊富なメニューが自慢のバイキングです。  
人気のチョコレートファウンテンもお楽しみください。

チョコレートファウンテンは、都合により実施できない場合もあります。  
詳しくは、お問い合わせください。

ご予約・お問い合わせ

TEL.043-248-1128 (レストランセブンス)

ランチタイム 11:30～14:30  
アフタヌーン 17:00～22:00  
20:30 (コース L0)  
21:00 (アラカルト L0)



ご宿泊・ご婚礼・ご宴会 承り中



オークラ千葉ホテル

Okura Frontier Selection

〈ホテルオークラ運営〉

〒260-0024 千葉市中央区中央港1-13-3

TEL:043-248-1111(代)

#### 交通のご案内

お車にて

◇東関東自動車道「湾岸習志野I.C.」より15分、国道357号 千葉市役所前交差点より1分

電車・モノレールにて

◇JR京葉線・千葉都市モノレール「千葉みなと駅」より徒歩5分



# 年1回の特定健診は健康のキホン!

特定健診は、40歳以上の方を対象に行われている健診です。健診を受けていただくことにより、糖尿病・高血圧症・脂質異常症・肥満症といった生活習慣病の発症や重症化を防ぐとともに、早期発見による生活習慣改善で健康の保持増進を目指します。


宮城県では、この健診を受ける方が全国的に多い反面、メタボリックシンドローム該当者も非常に多くなっています。

メタボリックシンドロームは、内臓脂肪の蓄積により、高血糖・高血圧・脂質異常の症状を持った状態のことをいいます。このメタボリックシンドロームの状態を放置しておくと、どんどん体がむしばまれ、動脈硬化が進み、やがて心筋梗塞・脳梗塞・腎不全(人工透析)・失明へと悪化の一途をたどり、最悪の場合の「死」には至らなかったとしても、重い後遺症が残り、日常生活を送るのに支障をきたす結果を招くこととなります。

宮城県の平成26年度の健診受診率は全国3位ですが、メタボ該当は全国ワースト3位です。



自分のからだの状態を知り、安心して生活できるように年1回の特定健診は必ず受けましょう。

特定健診の受診方法		健診項目
<b>働いている人(組合員)</b> 労働安全衛生法に基づく「職場の健診」や「人間ドック」には「特定健診」の健診項目が含まれていますので、これらを受ければ、特定健診を受けたことになります。 	<b>ご家族(被扶養者)</b> 対象となる被扶養者に受診券を発券します。共済組合が契約した健診機関、お住まいの市町村が行う特定健診会場でお受けください。受診の際、受診券と保険証(組合員証・被扶養者証)を提示し、自己負担1,000円をお支払ください。 受診券は5月初旬にお届けします。	<b>■ 必須項目</b> 質問項目(服薬歴・喫煙歴等)、身体計測(身長・体重・BMI・腹囲)、理学的検査(身体診察)、血圧測定、血液検査(脂質検査<中性脂肪・HDL、LDLコレステロール>、血糖検査<空腹時血糖又はHbA1c>、肝機能検査<GOT、GTP、γ-GTP>)、尿検査(尿糖、尿蛋白) <b>■ 詳細健診項目(医師の判断により実施)</b> 心電図検査、眼底検査、貧血検査(赤血球、血色素量、ヘマトクリット値)

## 診察結果

健診結果は健診機関から皆さんへ直接送られます。また、共済組合へも健診結果が提供されます。生活習慣病になる危険度の程度により「積極的支援」「動機付け支援」「情報提供」に分け、「積極的支援」「動機付け支援」の方へは特定保健指導利用券をお送りし、特定保健指導のご案内をします。



近年の研究の結果から、生活習慣病は生活習慣を改善することで、発症が防げることが分かっています。



特定保健指導利用券がお手元に届きましたら、特定保健指導を利用して生活習慣の改善を目指しましょう!

## ご確認・お問合せについて

- 特定健診の日時・会場はお住まいの市区町村の広報・窓口でご確認ください。
- 特定健診とがん検診を同時に受診することもできます。詳しくはお住まいの市区町村の広報・窓口でご確認ください。
- 共済組合が契約した健診機関は共済組合ホームページ(5月初旬掲載予定)をご覧ください。共済組合福祉課、各所属所の共済事務担当課へお問合せください。



# 第39回 らくらく禁煙コンテスト 参加者募集!!

禁煙補助助成事業は、喫煙者のための事業です。「最近、調子が悪い」「イライラする」とお考えの喫煙者の皆さま、その悩み、禁煙で解消するかもしれません。

## 1 内容

公益財団法人日本対がん協会が主催（事務局：株式会社法研）する『第39回らくらく禁煙コンテスト（平成29年7月18日から開始）』へ参加いただき、タバコのない（ストレスのない）生活を目指していただきます。（募集は年2回、次回は10月に募集を行います）。

## 2 対象者と利用者負担額

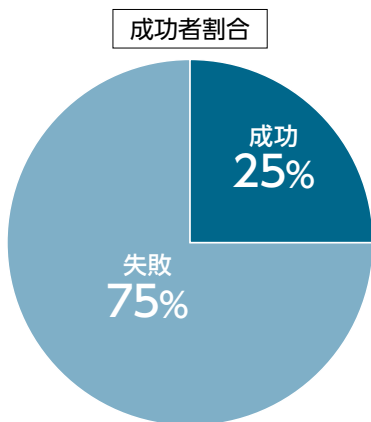
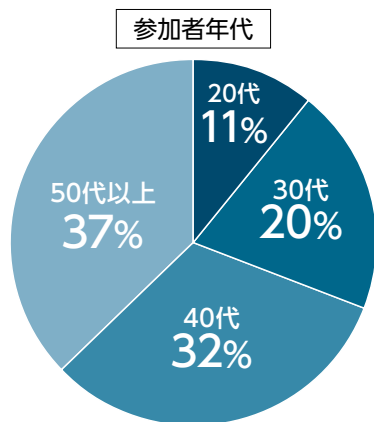
組合員1人当たり1,000円（参加費用の差額を本組合が負担します。）

## 3 応募方法

下段の参加申込書をコピーし、必要事項をご記入のうえ、平成29年5月31日（水）までに共済組合まで、直接もしくは共済事務担当課を通してご提出ください（FAX可）。参加費納付書を送付します。同コンテスト開催期間が近づきましたら、ご指定の住所へ教材等を株式会社法研から送付いたします。

## 4 参加実績

平成23年度から開始しました禁煙補助助成事業は、今回で12回目の開催となります。累計の参加者年代内訳はグラフの通りですが、20代30代の若年層組合員が約1/3を占めており、若い方の健康意識の高さが伺えます。また参加者の4人に1人は成功しています。宮城県は5人に1人が喫煙者です（全国ワースト9位）。この機会、禁煙をお考えの方は、必ず禁煙のきっかけになりますので参加してみたいかがでしょうか。また、再チャレンジされる方もお待ちしております。



## らくらく禁煙コンテスト参加申込書（締切日：平成29年5月31日必着）

所属所名			組合員証記号番号	
組合員氏名				
資料送付先住所 ご自宅希望の場合 ご記入ください	〒 TEL			

※送付先住所に記入がない場合は、共済事務担当課へ送付いたします。



# 共済組合職員採用試験のご案内

宮城県市町村職員共済組合職員採用試験を下記の内容で予定しております。

この試験は、本組合事務に従事する職員の採用試験です。（全国市町村職員共済組合連合会（東京都）等の派遣及び当組合保養所「パレス松洲」の勤務を含む。）

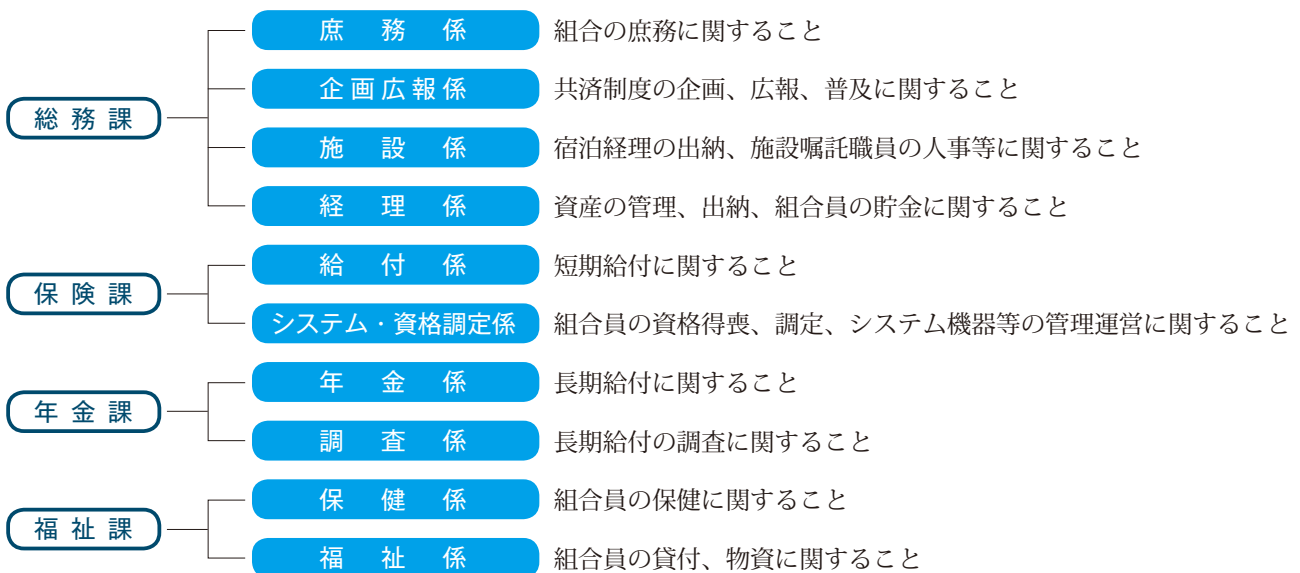
採用予定職種：一般事務
採用予定人数：若干名
採用予定日：平成30年4月1日
受験資格：平成5年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（4年制）を卒業 又は平成30年3月31日までに卒業見込の者
試験日：第一次試験 平成29年7月下旬頃 第二次試験 平成29年9月上旬頃
試験会場：宮城県自治会館（仙台市青葉区上杉1丁目2番3号）

受験手続き等、詳しい内容については、6月1日に共済組合ホームページに掲載する予定です。

# 事務局事務機構の変更について

平成29年4月から共済組合の事務局事務機構を以下のとおり変更します。

- 総務課「施設係」を新設し、「システム・事業推進係」を「企画広報係」に改める。
- 保険課「資格調定係」を「システム・資格調定係」に改める。



# 人事異動のお知らせ

氏名	異動後	異動前	異動日
内海 昭	福祉課長	保険課長	平成29年4月1日
鎌田 俊則	総務課長	福祉課長	〃
赤間 泰彦	年金課長	総務課長	〃
庄子 和枝	保険課長	保険課長補佐給付係長事務取扱	〃
沼倉 大輔	総務課庶務係長兼企画広報係長	総務課庶務係長兼システム・事業推進係長	〃
千葉 智幸	保険課給付係長	総務課付け係長	〃
引地 伸也	保険課システム・資格調定係長	保険課資格調定係長	〃
堀内 和浩	総務課施設係長	パレス松洲営業管理係長	〃
小野寺 美樹	総務課経理係長	総務課主査	〃
佐藤 雄一	年金課主査	年金課主事	〃

## 各施設・医療機関情報

○人間ドック、脳検診について再開いたします。

医療機関名	住所	電話番号
石巻市立病院	石巻市穀町 15 番 1 号	0225-25-5555

○新たに脳検診において契約機関となりました。

医療機関名	住所	電話番号
(一財)宮城県成人病予防協会 仙台循環器病センター	仙台市泉区泉中央 1-6-12	022-375-7113

○以下の施設が平成 29 年 1 月 31 日で営業を終了いたしました。  
ホープスターとっとり・弓ヶ浜荘：鳥取県市町村職員共済組合

## パレス松洲よりお知らせ

これまで、スタンダード和室(定員5名)の定員基本料金を4名様からとしておりましたが、平成29年4月1日から、よりゆったりお過ごしいただけますよう定員基本料金を3名様に引き下げ、料金を一部改訂いたします。それに伴い、2名様利用の際の宿泊料金も一部改訂させていただきます。

お問合せ先：パレス松洲 022-354-2106



## 平日宿泊利用券 を使ってパレス松洲にお得に泊ってみませんか？



ご好評をいただいております『パレス松洲平日宿泊利用券』が今年度も通年でご利用いただけます。利用期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの日曜日から金曜日です。(休祝祭日の前日、12月28日から1月2日までの期間を除きます。)

下の利用券記事を、コピーしてご持参いただき、チェックインの際に通常の「パレス松洲利用券」と一緒にフロントにお渡しください。通常の利用助成とあわせて組合員お一人さま5,000円を助成します。「松洲膳コース」ですと5,800円(組合員料金)のお泊り代となって、お得です。

平日の『癒し空間』パレス松洲で、贅沢なひとときを過ごしてみたいはいかがですか？

## まっしま パレス松洲 平日宿泊利用券

# 1,000円

(※別居の3親等内家族の方は500円)

組合員	名
扶養・同居家族	名
3親等内家族(別居)	名

### ご利用期間

平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで  
の日曜日から金曜日  
(休祝祭日の前日、12月28日から1月2日の  
期間を除きます。)

※この券は、本組合の組合員及びそのご家族の方が、期間内の平日に1泊2食付で宿泊したときに、ご利用できます。  
※チェックインの際に「パレス松洲利用券」と一緒に提出してください。



ほっとひと息。



ぬくもり

## 温人膳コース

おひとり様 1泊2食 **7,800円** (税・サ込)

遠出しなくてもちょっとした息抜きに  
いつも頑張ってくれている家族への  
感謝の気持ちに  
パレス松洲は皆様の思い出のひとときを  
彩るお手伝いをいたします

※宿泊料金は、利用助成券控除後の  
平日組合員料金です。



まつしま

## 松洲膳コース

おひとり様 1泊2食 **5,800円** (税・サ込)

お客様のご用途に応じて別注料理や手配等各種ご提案させていただきますので、お気軽なお問い合わせください。

宮城県市町村職員共済組合保養所

パレス松洲

〒981-0215 宮城県松島町高城字浜 38  
TEL 022-354-2106 FAX 022-354-4020  
<http://www.palace-matsushima.jp/>



宮城 共済のあゆみ

発行所：宮城県市町村職員共済組合・〒980-8422 仙台市青葉区上杉一丁目2-3 (自治会館内)  
編集発行人：二階堂 雅裕・電話 022(723)2525